第２次筑北村
子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

令和２年３月

筑　北　村

はじめに

近年、出生数が年々減少し少子化が進む中、経済状況や女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加し、また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育て不安を抱える保護者への包括的な対応が求められるなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

村では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため「子育て世代包括支援センターおひさま」を立ち上げ、この村で生まれ育つ子どもたちを、村全体であたたかく見守り、応援し、時には厳しく指導しながら育んでいかなければならないと考えています。

平成 27 年に、村における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域や関係機関、行政の綿密な連携のもと、自然あふれる安全・安心な環境のなかで、それぞれの将来の夢を紡ぐことができる道標として、「筑北村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

このたび、計画期間が満了となるため、令和２年度から５年間の計画として「第２次筑北村子ども・子育て支援事業計画」策定しました。

これまでの村の子ども・子育ての流れや取り組むべき課題などを踏まえ、子ども視点にたって、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための環境整備をすることを目的としています。

策定にあたりましては、アンケート調査による子育てをしているご家庭からのご意見を集約した上で、筑北村子ども・子育て支援会議でご審議をいただきました。

最後になりますが、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました皆さま、計画策定にご尽力いただきました、子ども・子育て支援会議委員の皆さま、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和２年３月

筑北村長　関川芳男

【目次】

第１章　計画策定にあたって……1
　１　計画策定の背景と趣旨……2
　２　計画期間……3
　３　計画の位置づけ……4
　４　計画の策定体制……5
　５　計画の対象……5

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状……7
　１　統計からみる子ども・子育ての現状……8
　２　アンケート調査結果の概要……14
　３　前回計画の評価……25

第３章　計画の基本的な考え方……27
　１　基本理念……28
　２　基本目標……29
　３　施策体系……30

第４章　施策の展開……31
　基本目標１　未来を担う子どもと母の健康を守る……32
　基本目標２　村全体で子育て家庭を支える……35
　基本目標３　子どもを取り巻くあらゆる環境を整える……39
　基本目標４　豊かな心を育む教育と安全な村づくりを進める……44

第５章　教育・保育等の量の見込みと確保の内容……49
　１　量の見込みと確保の内容について……50
　２　量の見込みと確保の内容……52
　３　教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保……60

第６章　計画の推進体制……61
　１　計画内容の周知……62
　２　地域の連帯による計画の推進……62
　３　計画の評価・確認……63

資料編……65
　１　筑北村子ども・子育て会議……66
　２　策定経過……69
　３　用語解説……70

第1章　計画策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

わが国の出生数は年々減少しており、少子化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加し、多くの待機児童が存在しているなど、低年齢からの保育の必要性が高まっています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、身近な場で子育てに関する助言や支援、協力を得ることが困難な状態となっており、子育て不安を抱える保護者への包括的な対応が求められるなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成24年には、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充・質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進していくこととしています。

筑北村（以下「本村」という。）では、子ども・子育てに関する施策を推進していくために、これまで「筑北村次世代育成支援対策推進行動計画（後期計画）」（平成 22 年度）、「筑北村子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度）（以下「前回計画」という。）を策定しました。

このたび、前回計画の計画期間が満了となるため、以上のような状況を踏まえながら、子どもの視点に立って、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための環境を整備することを目的とし、「第２次筑北村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

２ 計画期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。計画最終年度である令和６年度には計画の見直しと評価を行い、次期計画を策定します。

（年度）

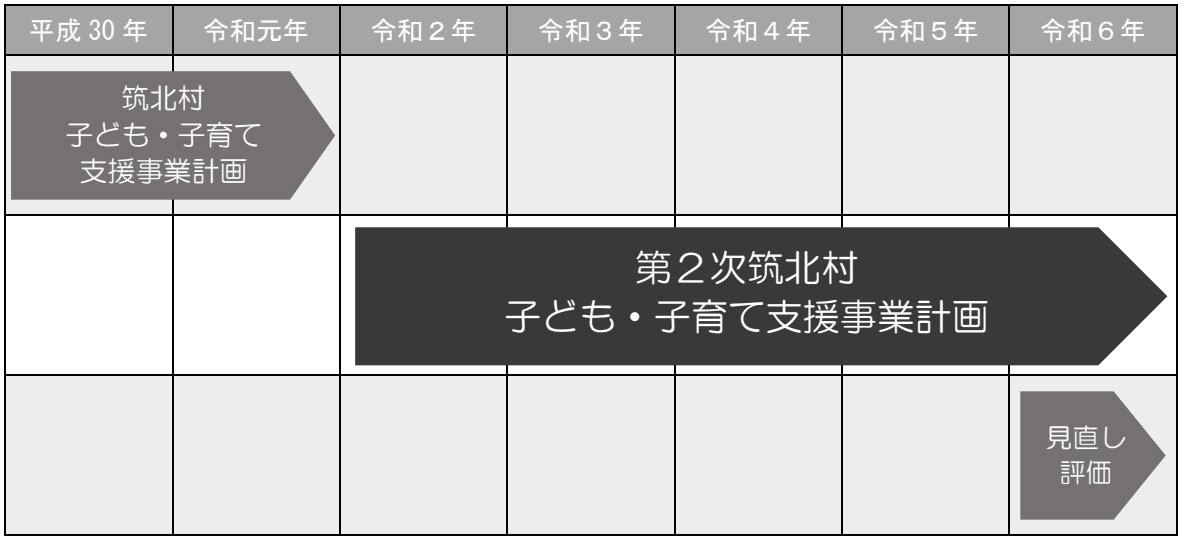

３　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第８条に基づく「市町村行動計画」であり、この２つの計画を包括します。

また、本計画は、上位計画である「第２次筑北村総合計画」やその他本村の関連計画や、県の計画との整合を図り、策定しています。

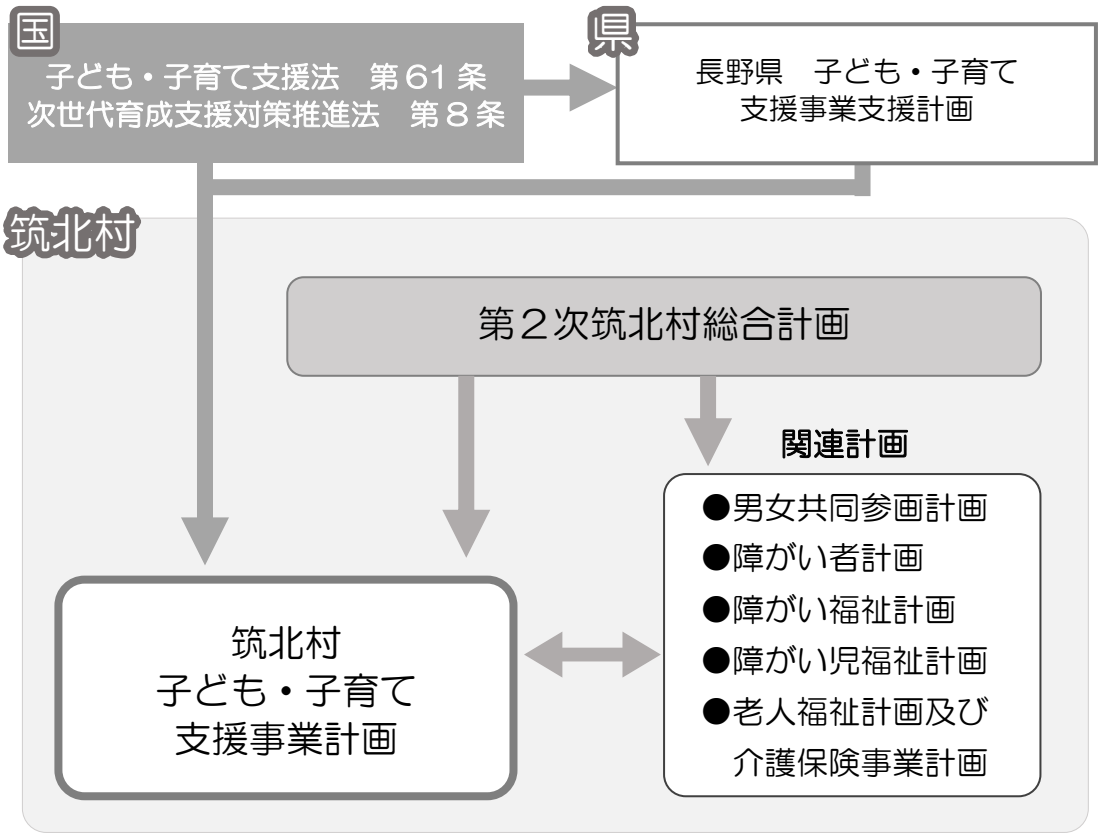

４　計画の策定体制

本計画の策定にあたり、村民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者で構成する「子ども・子育て支援会議」の設置や、村民の意向やニーズを反映した計画とするためのアンケート調査を行いました。

５　計画の対象

本計画は、子どもとその家族、村民、子育て支援に関わる行政、企業等、本村の全ての村民及び団体を対象とします。

本計画における「子ども」とは、就学前、小学生、中学生、高校生等からなる18歳未満の子どもとします。また、本計画は「就学前児童・小学生児童の保育環境の充実」を重視したものとなっています。

■本計画の対象

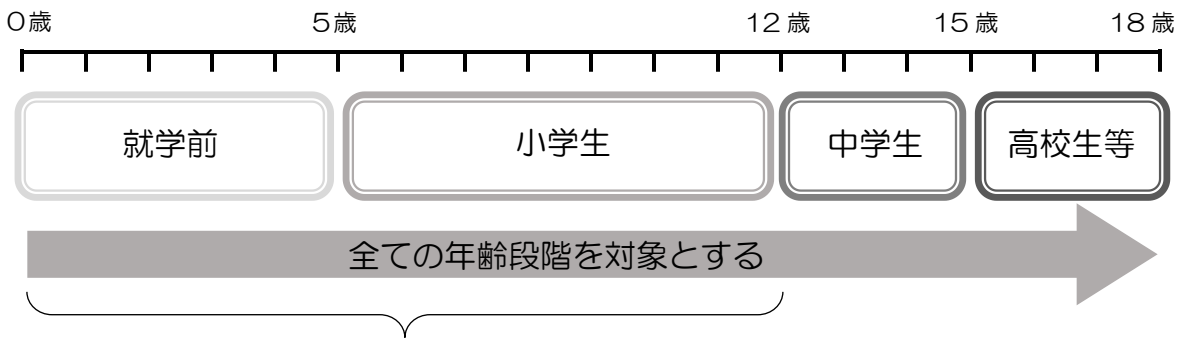

第2章　子ども・子育てを取り巻く現状

1　統計からみる子ども・子育ての現状

(1)人口構成の状況

平成 31 年の本村の年齢別人口（５歳階級別）をみると、男女ともに 65～69 歳が最も多く、全体として 65 歳以上の人口が総人口の多くを占めていることが分かります。

■年齢別人口(5歳階級別)

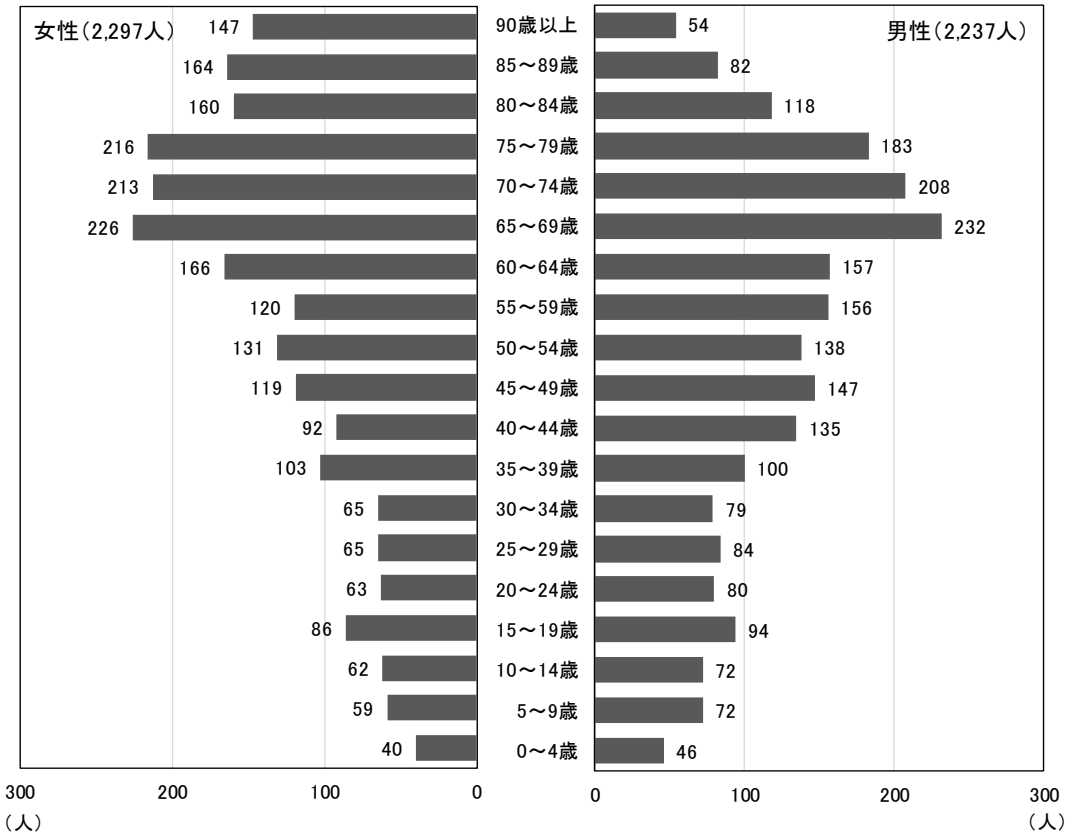

資料：住民基本台帳（平成 31 年４月１日）

（2）人口の推移と推計

本村の年齢３区分別人口の推移（推計）をみると、総人口は減少しており、今後も減少が見込まれます。老年人口（65 歳以上）はこれまで増加していましたが、今後は減少が見込まれます。一方、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（15 歳未満）は一貫して減少しており、今後も減少が見込まれます。

■年齢3区分別の人口推移と推計

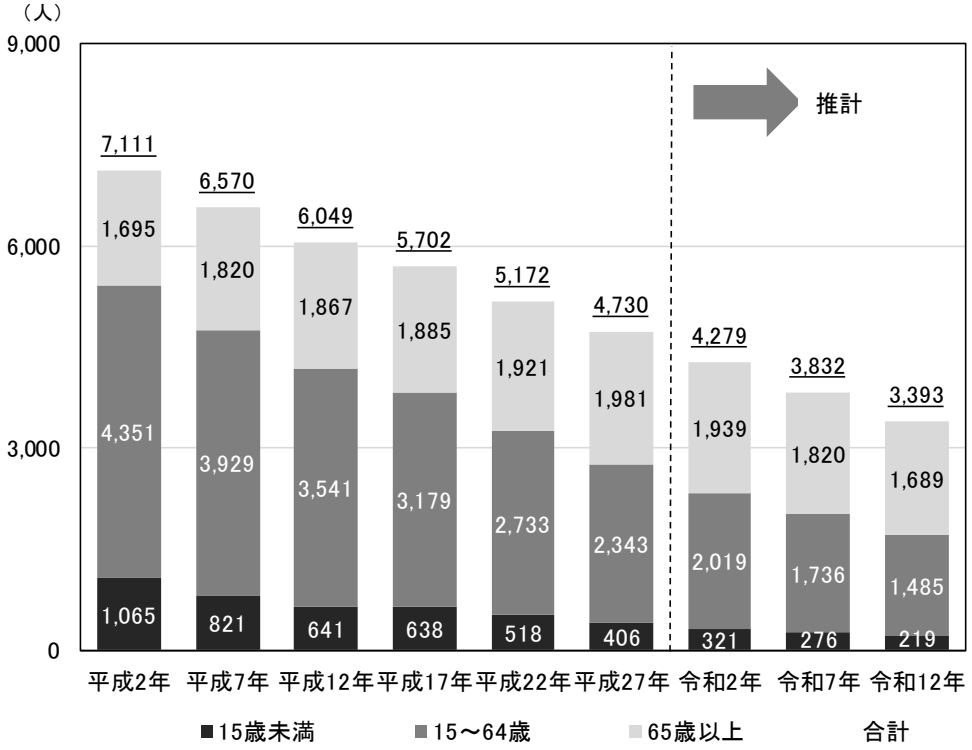

資料：～平成 27 年：国勢調査／令和２年～：国立社会保障・人口問題研究所

（3）世帯の状況

本村の一般世帯数及び１世帯当たり世帯人員数の推移をみると、ともに減少しており、平成27 年には 1,780 世帯、１世帯当たりの世帯人員数は 2.66 人となっています。

■一般世帯数及び1世帯当たり世帯人員数の推移

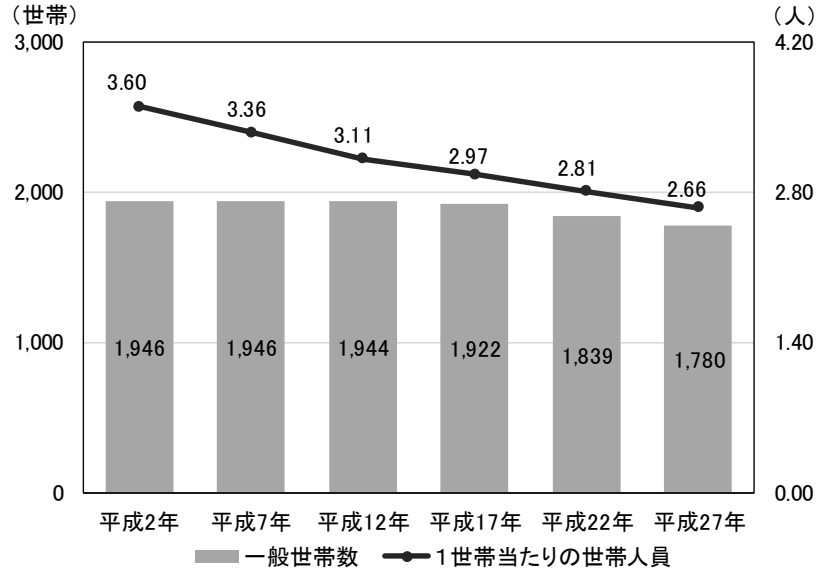

資料：国勢調査

子どものいる一般世帯数の推移をみると、18 歳未満のいる一般世帯数は減少傾向にあり、平成 12 年の 467 世帯から平成 27 年では 279 世帯と減少しています。一方、６歳未満のいる一般世帯数は平成 12 年から平成 17 年にかけては増加していますが、その後は減少しています。

■子どものいる一般世帯数と一般世帯に占める割合の推移

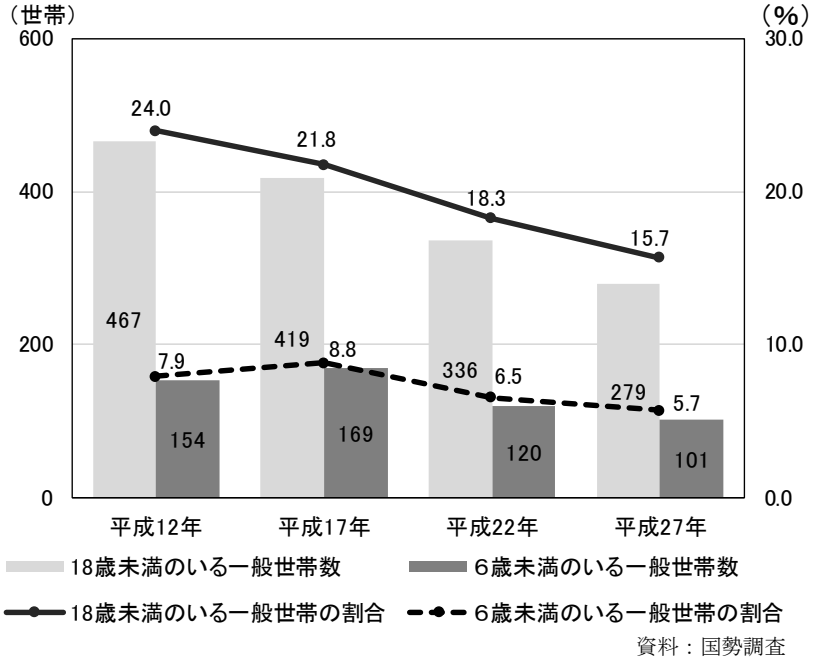

資料：国勢調査

※一般世帯とは、住居と生計をともにしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者のことです。
ただし、寮に入っていたり、病院に入所していたりする施設入所者は除きます。

（4）出生の状況

本村の出生数と出生率の推移をみると、ここ５年間で毎年 13 人から 25 人の新生児が生まれており、出生数、出生率ともに増減を繰り返しています。

■出生数と出生率の推移

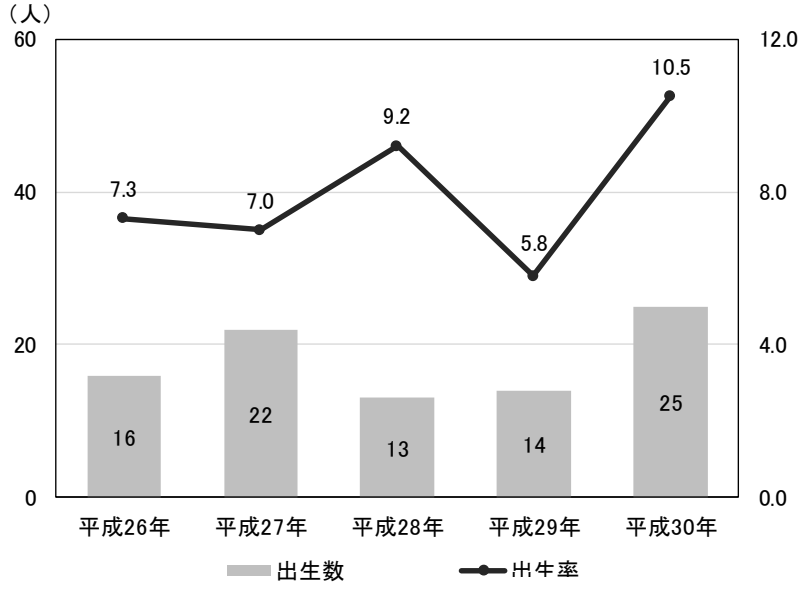

資料：長野県衛生年報

（5）配偶関係

本村の婚姻数と離婚数の推移をみると、ここ５年間で婚姻数は毎年 12 件から 22 件で増減を繰り返しています。離婚数については、平成 27 年は１件と大幅に減少しておりますが、その他の年は７件から 10 件程度となっています。

■婚姻数と離婚数の推移

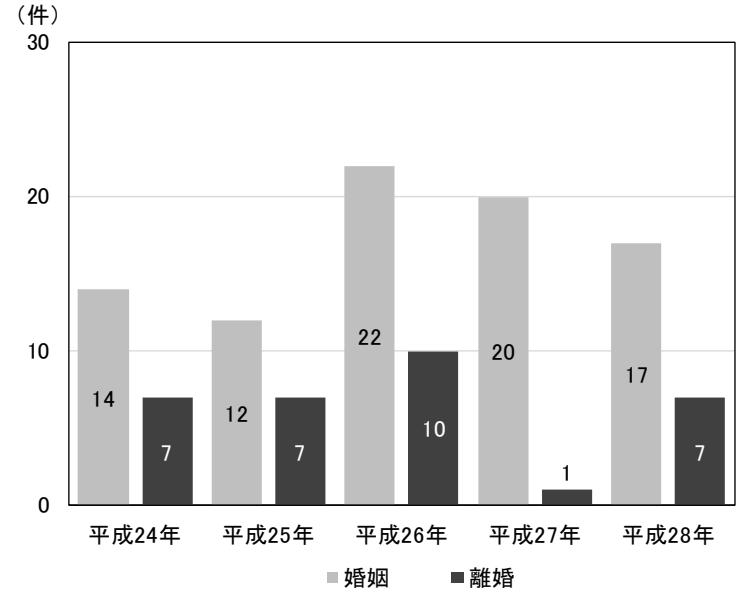

資料：長野県衛生年報

（6）未婚率

本村の未婚率の推移をみると、女性、男性ともに 25～29 歳で減少しています。一方、30 歳代では増加傾向にあり、未婚化や晩婚化が進んでいると考えられます。

■女性の未婚率の推移

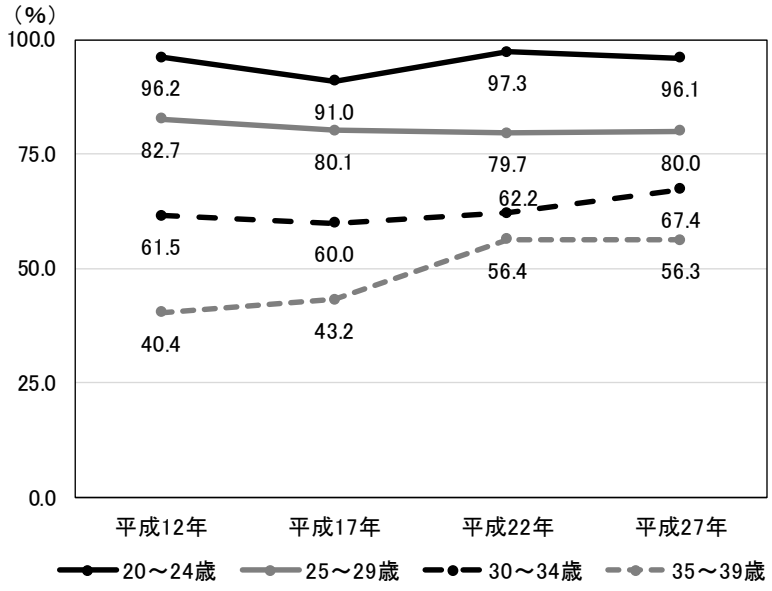

資料：国勢調査

■男性の未婚率の推移

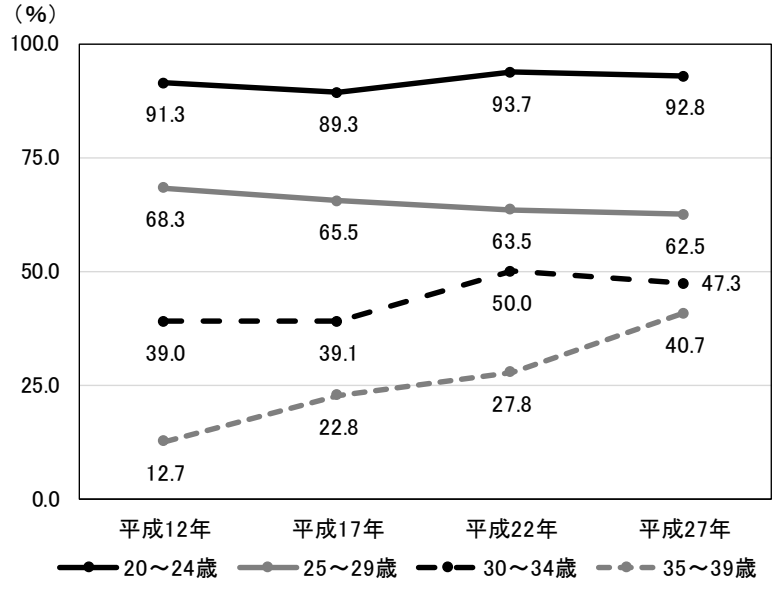

資料：国勢調査

（7）女性の就労の状況

本村の女性の就業率の推移をみると、平成 27 年では 20 代後半から 30 代前半に結婚・出産・子育てのため就業率が低下するいわゆる「M 字カーブ」を描いています。平成 22 年と平成 27 年を比較すると、一般的には女性の社会進出が進み、M 字カーブの谷である 20～30 代の就業率は増加する傾向がありますが、本村では 30 歳代の就業率が低くなっています。

■女性の就業率の推移

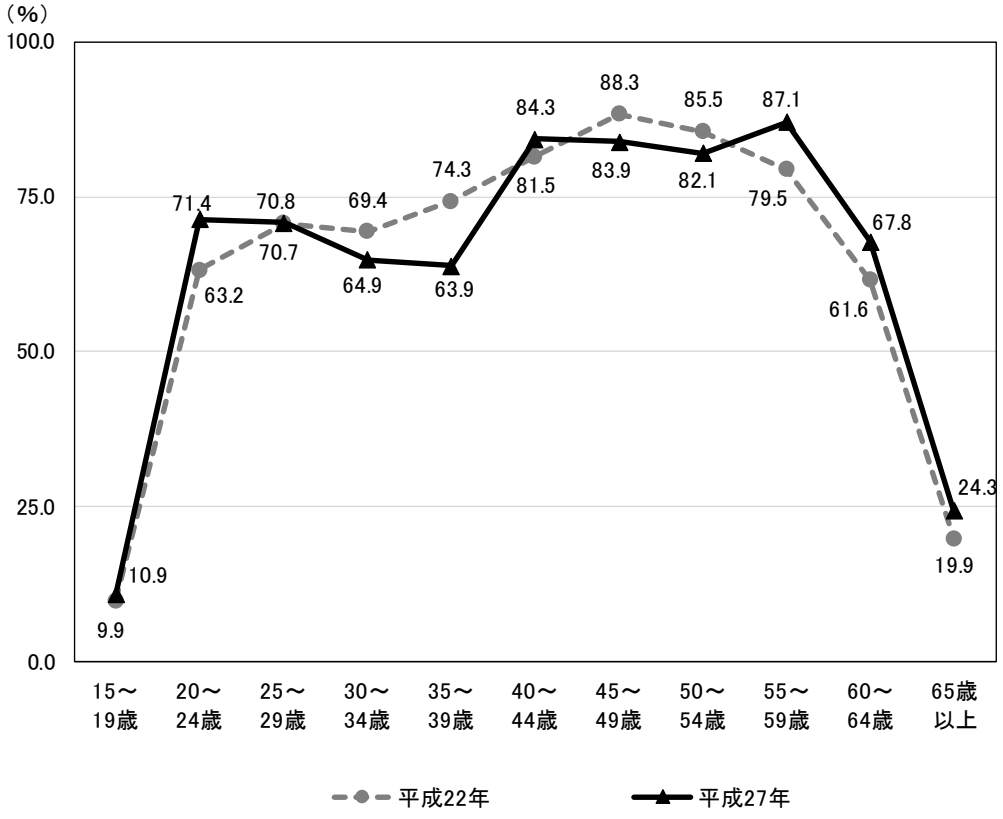

資料：国勢調査

２ アンケート調査結果の概要

本村の子育て支援施策を一層充実させるため、保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、意向調査（アンケート調査）を実施しました。

■調査概要

区分	未就学児童調査	小学生児童調査
調査対象者	就学前の子どもを 持つ世帯・保護者	小学生（１～３年生）の子どもを 持つ世帯・保護者
調査期間	平成 30 年 12 月 25 日 ～平成 31 年１月 16 日	平成 30 年 12 月 25 日 ～平成 31 年１月 16 日
調査方法	子育て支援センター、坂井児童館、 保育園、坂井支所、住民福祉課 にて配布・回収	小学校配布、 小学校、放課後児童クラブ、 子育て支援センター、 住民福祉課にて回収
配布数	88 件	67 件
回収数	69 件	50 件
回収率	78.4%	74.6%

（1）子育て家庭の状況について

○子育てに日常的に関わっている人についてみると、「母親」が 91.3%と最も高く、次いで「保育園」が 58.0%となっています。

○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況についてみると、未就学児童で「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 58.0%、小学生児童で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 58.0%とそれぞれ最も高くなっています。

■子育てに日常的に関わっている人

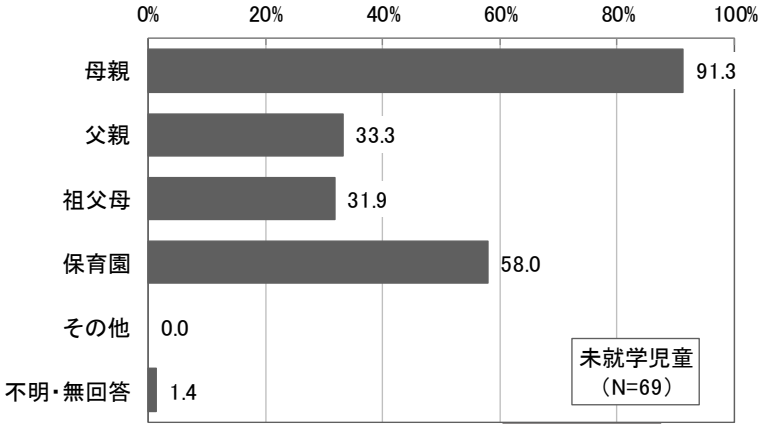

■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の状況

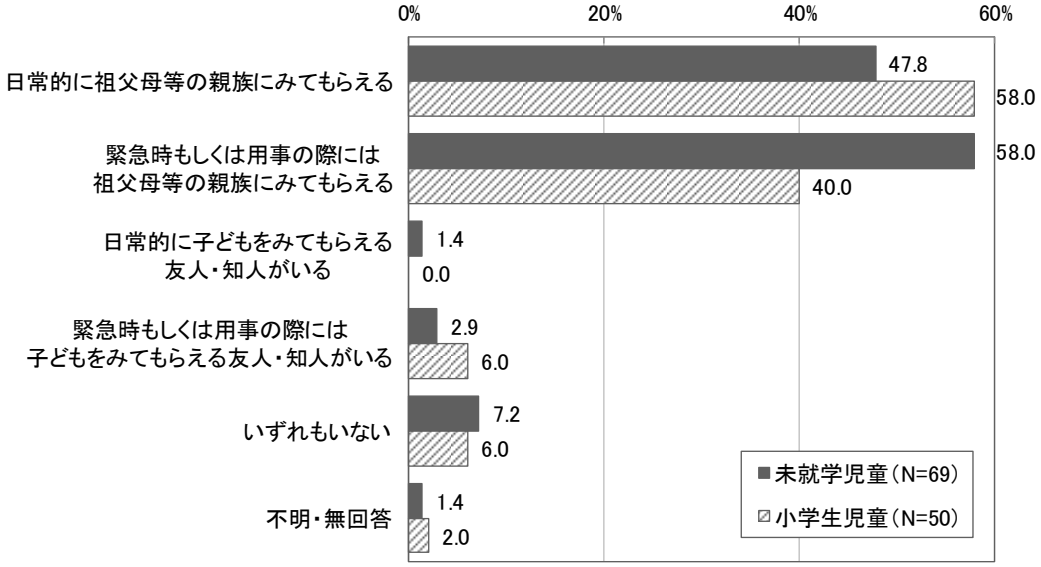

（2）子育てについての相談について

○気軽に相談できる人や場所の有無についてみると、「いる／ある」が未就学児童で 98.6%、小学生児童で 90.0%、「いない／ない」が未就学児童で 0.0%、小学生児童で 6.0%となっています。

○気軽に相談できる人や場所についてみると、「祖父母等の親族」が未就学児童で 83.8%、小学生児童で 66.7%とそれぞれ最も高く、次いで「友人や知人」が未就学児童で 63.2%、小学生児童で 57.8%となっています。

■気軽に相談できる人や場所の有無

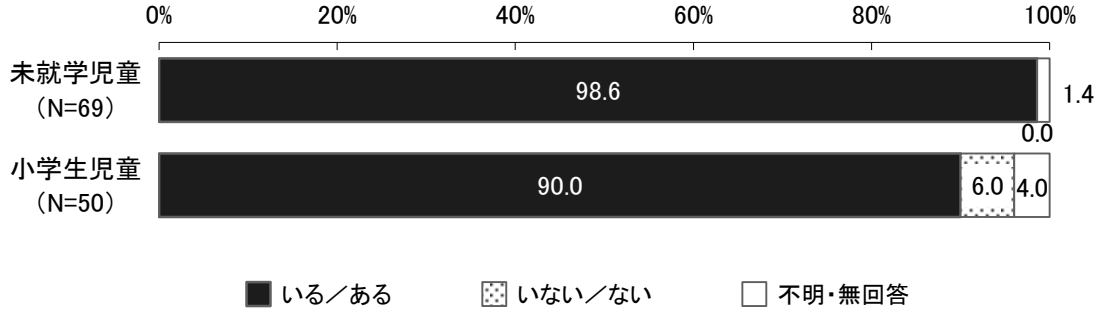

■気軽に相談できる人や場所

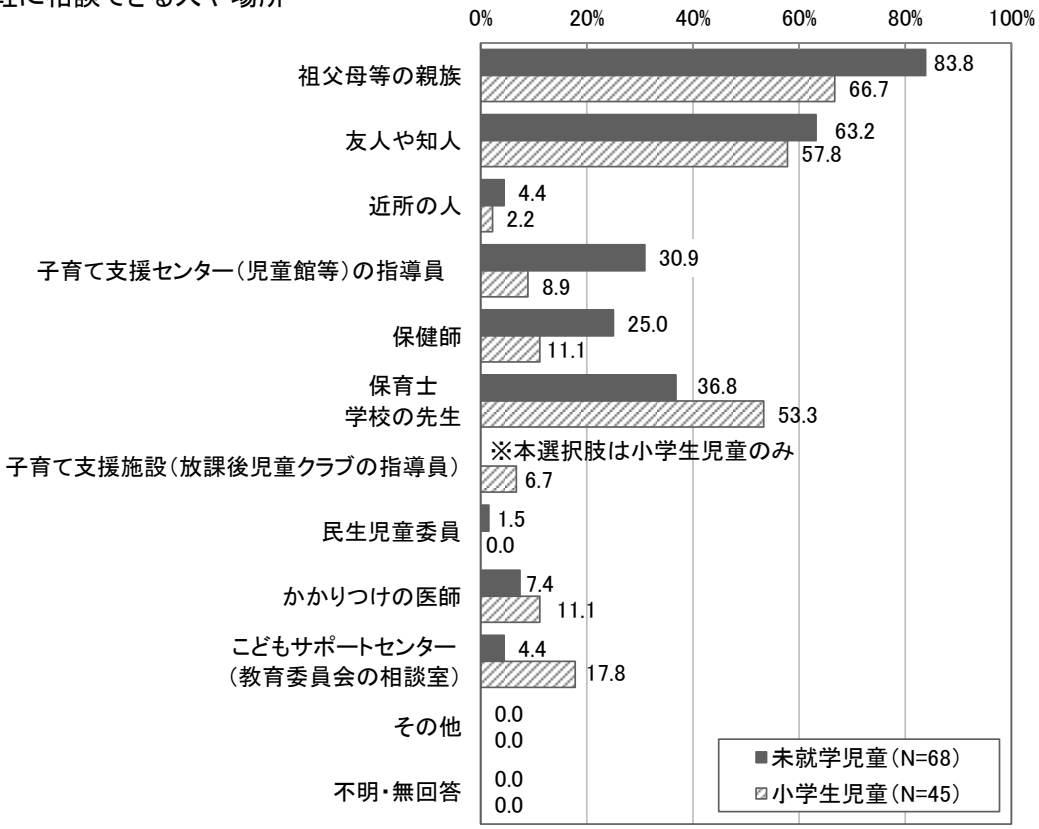

（3）母親の就労、育児休業の取得の状況について

○母親の就労状況についてみると、「パート・アルバイト等で就労している」が未就学児童で 39.1%、小学生児童で 46.0%とそれぞれ最も高くなっています。

○現在就労していない母親の就労希望についてみると、未就学児童で「１年より先、一番下の子どもが○歳になったころに働きたい」が 52.4%、小学生児童で「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」が 44 .4%とそれぞれ最も高くなっています。

○子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が 50.7%、父親では「取得していない」が 78.3%とそれぞれ最も高くなっています。また、「取得した（取得中である）」は母親で 23.2%、父親で 5.8%となっています。

■母親の就労状況

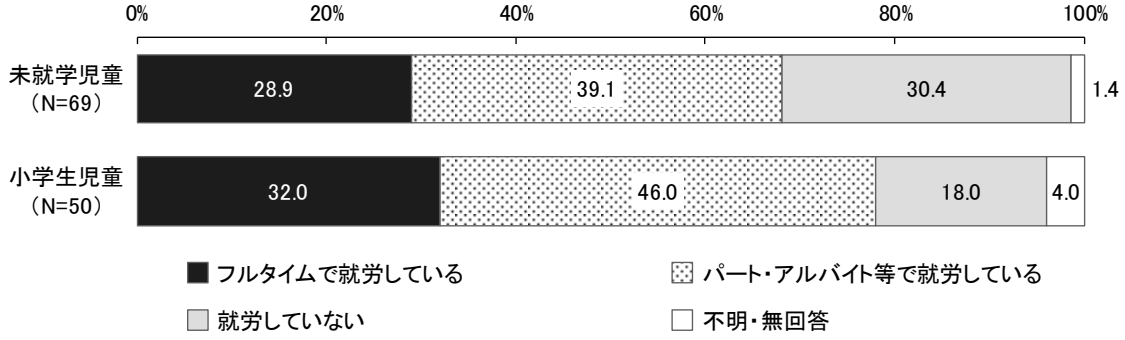

■現在就労していない母親の就労希望

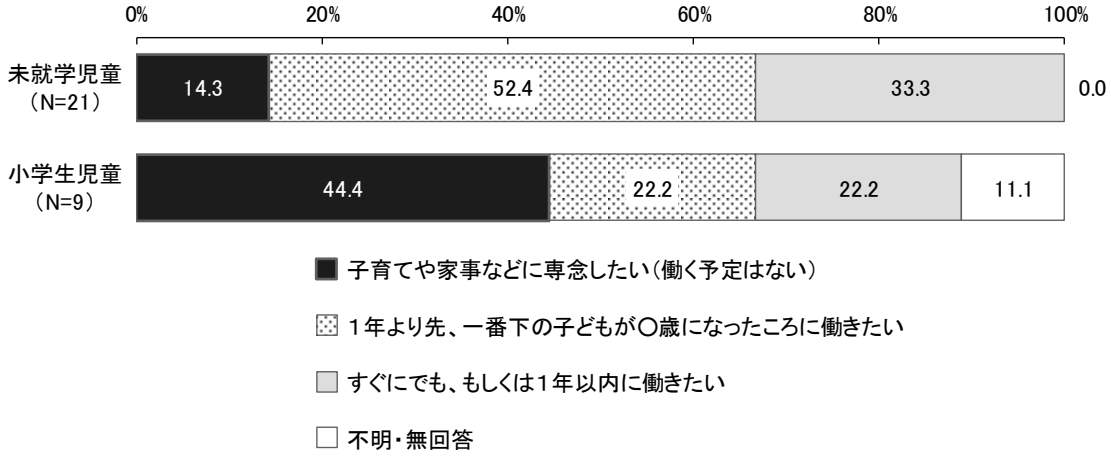

■未就学児童　保護者の育児休業取得状況

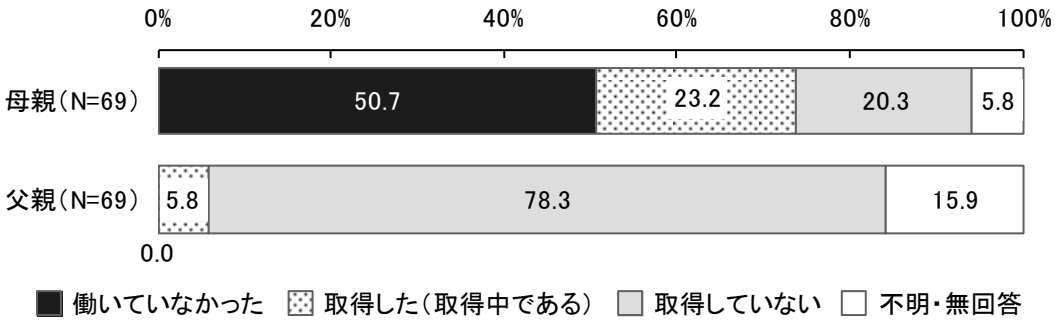

（4）教育・保育事業の利用について

○利用している教育・保育事業についてみると、「保育園」が 100.0%となっています。

○定期的に利用したいと考えている事業についてみると、「保育園」が 85.5%と最も高く、次いで「育児サポート」が 14.5%となっています。

■利用している教育・保育事業

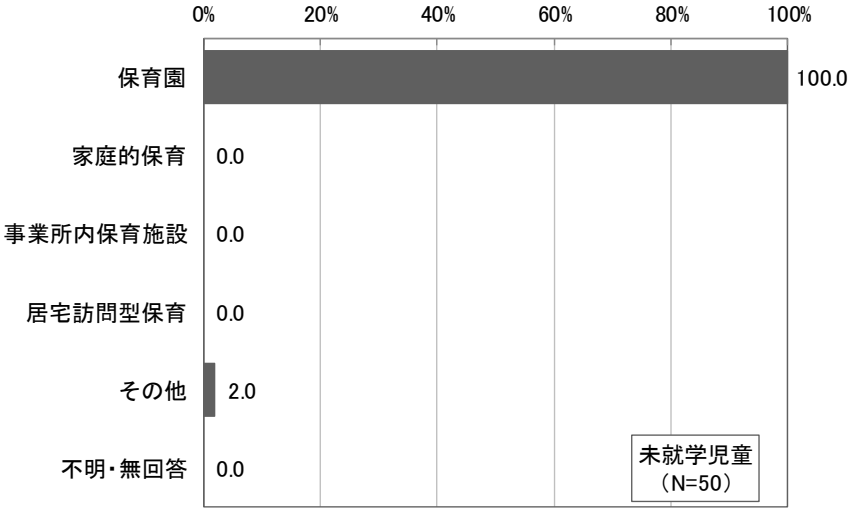

■定期的に利用したいと考えている事業

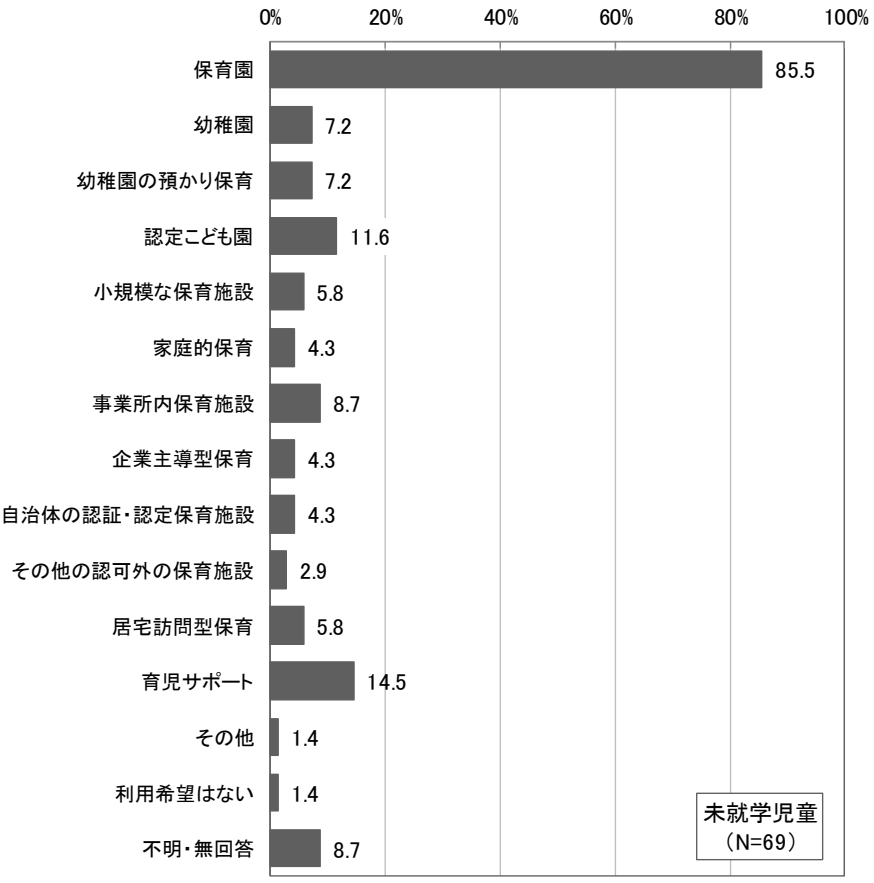

(5)子育て支援センター事業の利用について

○子育て支援センターの利用状況についてみると、「利用していない」が 59.4%と最も高くなっています。

○子育て支援センターの今後の利用意向についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 39.1%と最も高くなっています。

■子育て支援センターの利用状況

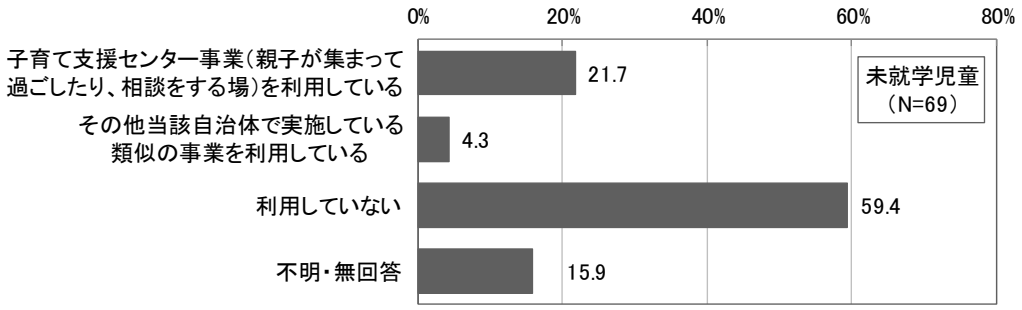

■子育て支援センターの今後の利用意向

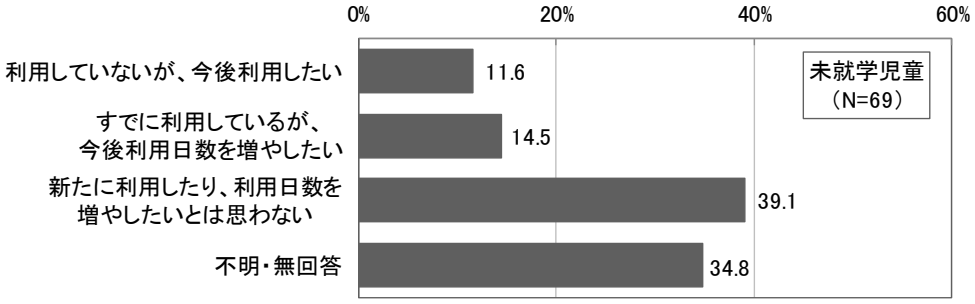

（6）地域での子育てについて

○地域における子育て支援の希望についてみると、「子どもが安心できる地域での見守り」が未就学児童で 69.6%、小学生児童で 64.0%とそれぞれ最も高くなっています。次いで、未就学児童で「身近な地域での放課後の居場所づくり」が 36.2%、小学生児童で「地域でのちょっとした子どもの預かり」「身近な地域での放課後の居場所づくり」がそれぞれ 30.0%となっています。

■地域における子育て支援の希望

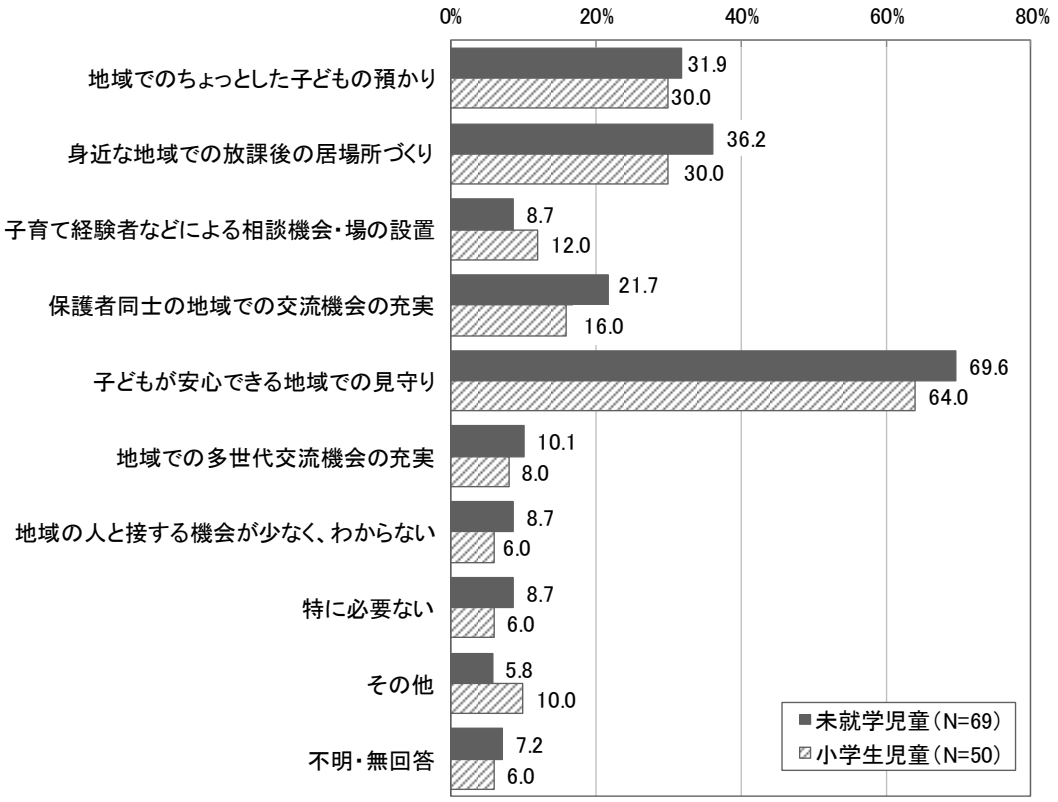

（7）病気の際の対応について

○子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対応についてみると、「母親が休んだ」が 76.3%と最も高く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもを看てもらった」が 28.9%となっています。

■病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対応

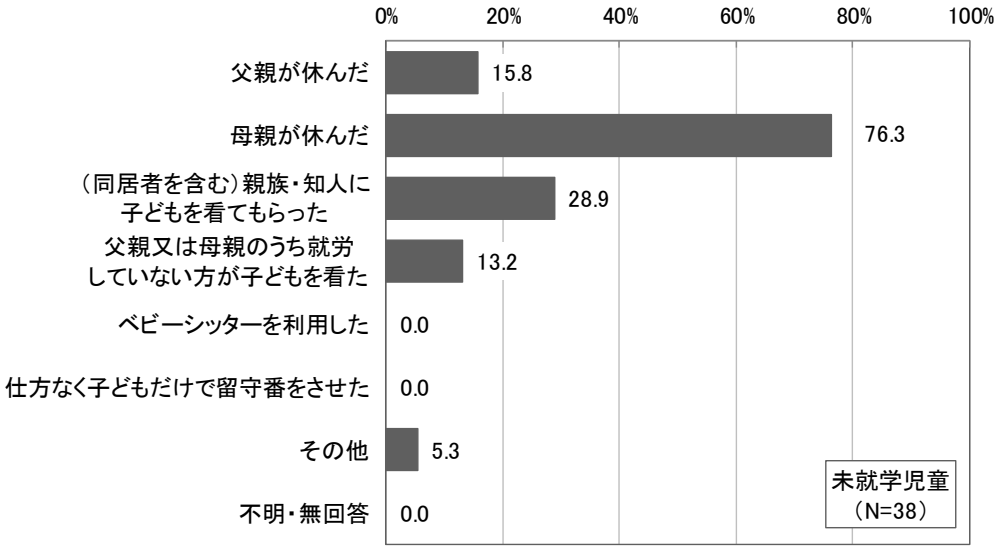

（8）放課後の過ごし方について

○小学校低学年（１～3 年生）の放課後の過ごし方の希望についてみると、「放課後児童クラブ」が未就学児童で 76.2%、小学生児童で 86.0%とそれぞれ最も高くなっています。次いで、未就学児童で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 33.3%、小学生児童で「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」がそれぞれ 40.0%となっています。

■小学校低学年（1～3年生）の放課後の過ごし方の希望

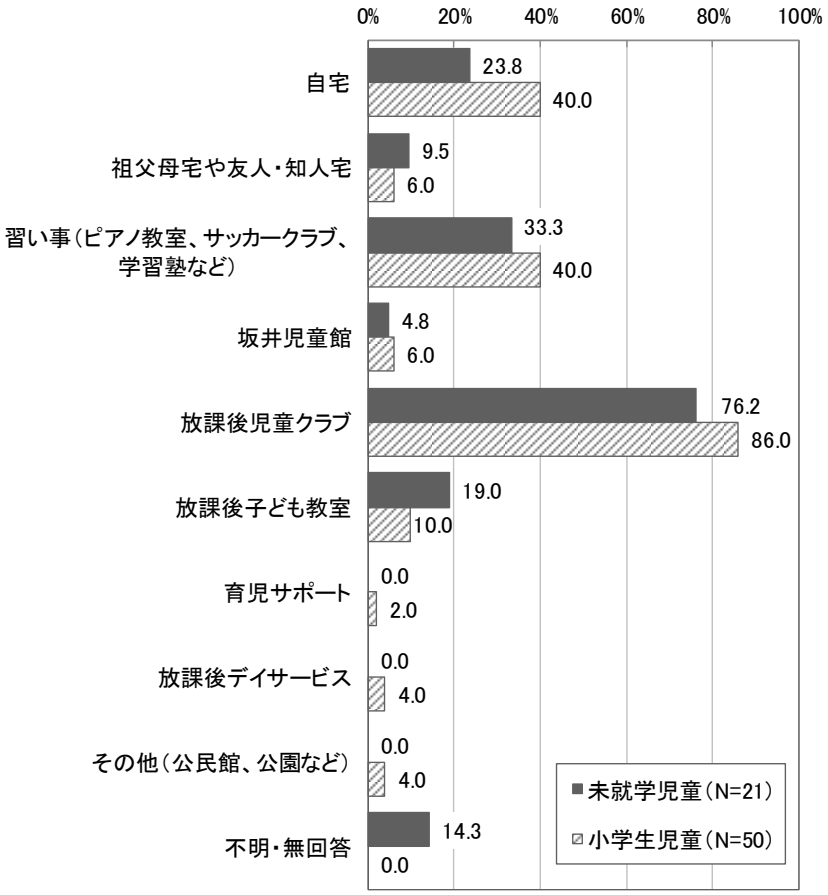

○小学校高学年（４～６年生）の放課後の過ごし方の希望についてみると、「放課後児童クラブ」が未就学児童で 71.4%、小学生児童で 70.0%と最も高くなっています。次いで、未就学児童で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 38.1%、小学生児童で「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 44.0%、「自宅」が 42.0%となっています。

■小学校高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方の希望

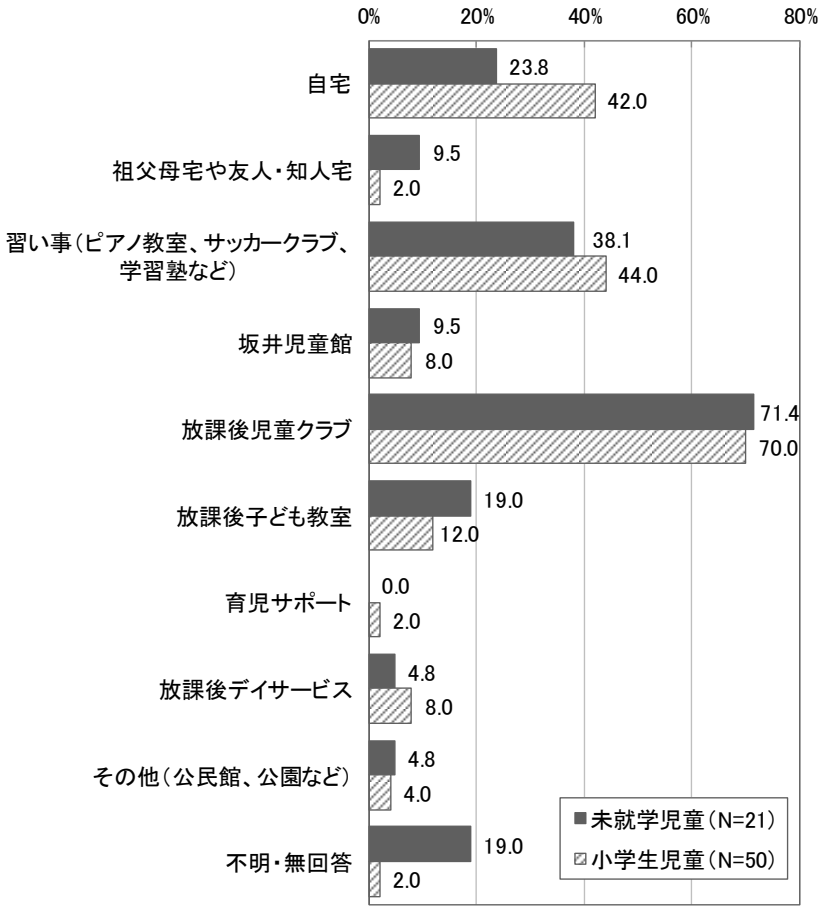

(9)子育て全般での希望

○本村の子育て支援施策に期待すること・重要なことについてみると、「子どもに関する医療体制の充実」が未就学児童で 50.7%、小学生児童で 60.0%とそれぞれ最も高くなっています。次いで、未就学児童で「犯罪や事故から子どもを守るための対策」が 37.7%、小学生児童で「仕事と子育てを両立するための企業の働き方改革への啓発」が 36.0%となっています。

■子育て支援施策に期待すること・重要なこと

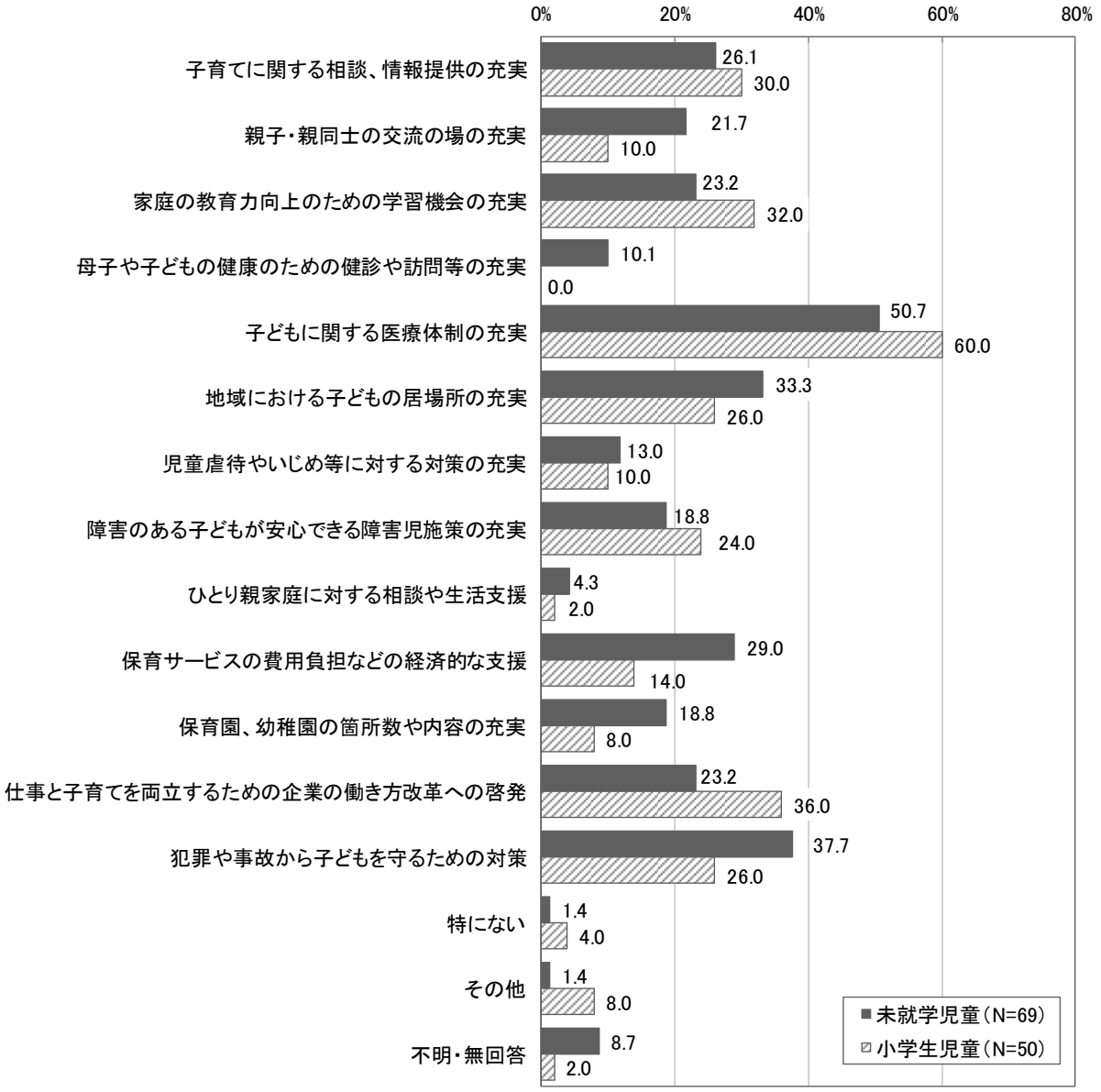

３　前回計画の評価

前回計画の４つの基本目標を構成する各施策について、担当課による進捗状況を把握し、まとめました。

全体として、「１　未来を担う子どもと母の健康を守る」「２　村のみんなで育てる筑北の子ども」についてはＡ評価（順調に進んでいる）が多く、一方で「３　子どもを取り巻く全ての環境を整える」「４　豊かな心を育む教育と安全な村での暮らし」については、Ｂ評価（概ね順調だが、改善の余地あり）が多くなっています。

「１　未来を担う子どもと母の健康を守る」は、Ａ評価（順調に進んでいる）が６割を超えており、安全な妊娠・出産への支援、育児不安の軽減等についての施策が順調に進められています。

「２　村のみんなで育てる筑北の子ども」は、経済的な支援の取り組みについてはＡ評価（順調に進んでいる）が多くなっていますが、多様なニーズに合わせた保育サービスの充実については、放課後児童クラブや病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の運営や方向性の検討が課題となっています。

「３　子どもを取り巻く全ての環境を整える」は、Ｂ評価（概ね順調だが、改善の余地あり）が最も多くなっており、子どもを取り巻く多様な課題に対応するため、関係機関のネットワークの強化が課題となっています。

「４　豊かな心を育む教育と安全な村での暮らし」は、「安全・安心の確保及び快適な生活環境のための整備」に関する施策についてはＡ評価（順調に進んでいる）が多くなっていますが、学校教育の一層の充実や地域・家庭・学校の協力体制の強化が課題となっています。

■各基本目標の評価

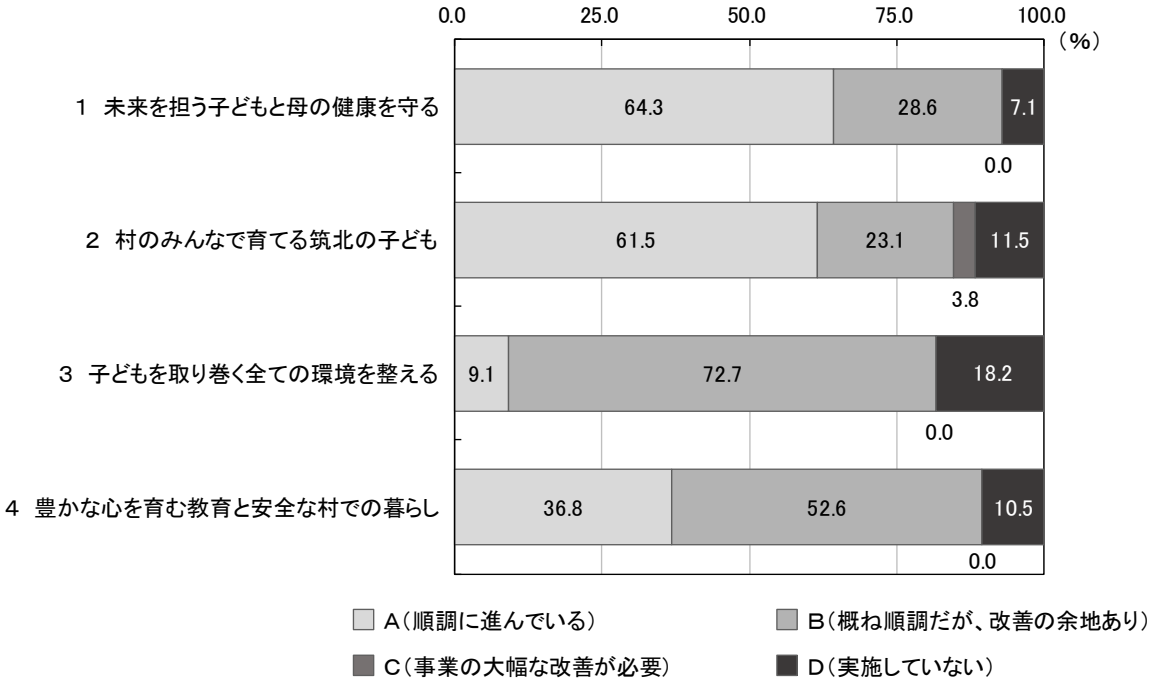

第3章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

子どもの健やかな成長は、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもちろん、元気で賑わいのあるむらづくりに欠かすことのできないものです。

人が家庭を、家庭が地域を、地域が村を築いていくことから、保護者や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、地域社会全体が子育てに関わりを持ち、支え合いながら、未来を担う子どもたちの健全育成を図ることが大切です。

平成27年に策定された「筑北村子ども・子育て支援事業計画」では、「育もう筑北で・健やかな子どもは村の宝～みんなで応援　子育てのむらへ～」を基本理念に、子どもの最善の利益、幸せという視点を強化し、子育て環境を充実するための取り組みを進めてきました。

本村で実施してきたこれまでの子ども・子育て支援の流れや、取り組むべき課題等を踏まえ、本計画では、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境を整備することを目的として「育もう筑北で・健やかな子どもは村の宝　～みんなで応援　安心して子育てできるむらづくり～」を基本理念とします。

◆◆◆基本理念◆◆◆

育もう筑北で・健やかな子どもは村の宝

～みんなで応援　安心して子育てできるむらづくり～

２ 基本目標

基本目標１　未来を担う子どもと母の健康を守る

安心して子どもを産み育てられるよう、母子保健事業や、子どもと保護者に寄り添った相談支援を実施します。また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう乳幼児の健康づくりの充実や、医療体制の確保を図ります。

基本目標２　村全体で子育て家庭を支える

本村全体で子どもを育てていけるよう、地域における子育て支援の拠点の充実を図ります。また、働く女性が増加し、子育てに求める支援についても増加・多様化していることを踏まえ、育児休業等の取得促進や、多様なサービスの充実を図ります。

基本目標３　子どもを取り巻くあらゆる環境を整える

本村で育つ全ての子どもが主体としてその権利を尊重されるよう、多様な機関と連携して、いじめや虐待の防止を図ります。また、経済的な環境や障がいの有無、生まれ育った国の違い等に関わらず子育て支援や教育が受けられるような環境の整備を図ります。

基本目標４　豊かな心を育む教育と安全な村づくりを進める

心豊かな子どもの育ちを支援するため、本村の特色を生かした多様な体験機会や、学校教育の充実を図ります。また、近年の子どもを巻きこんだ悲惨な事件・事故の発生等も踏まえ、安全・安心に子育てができる村づくりに取り組みます。

3 施策体系

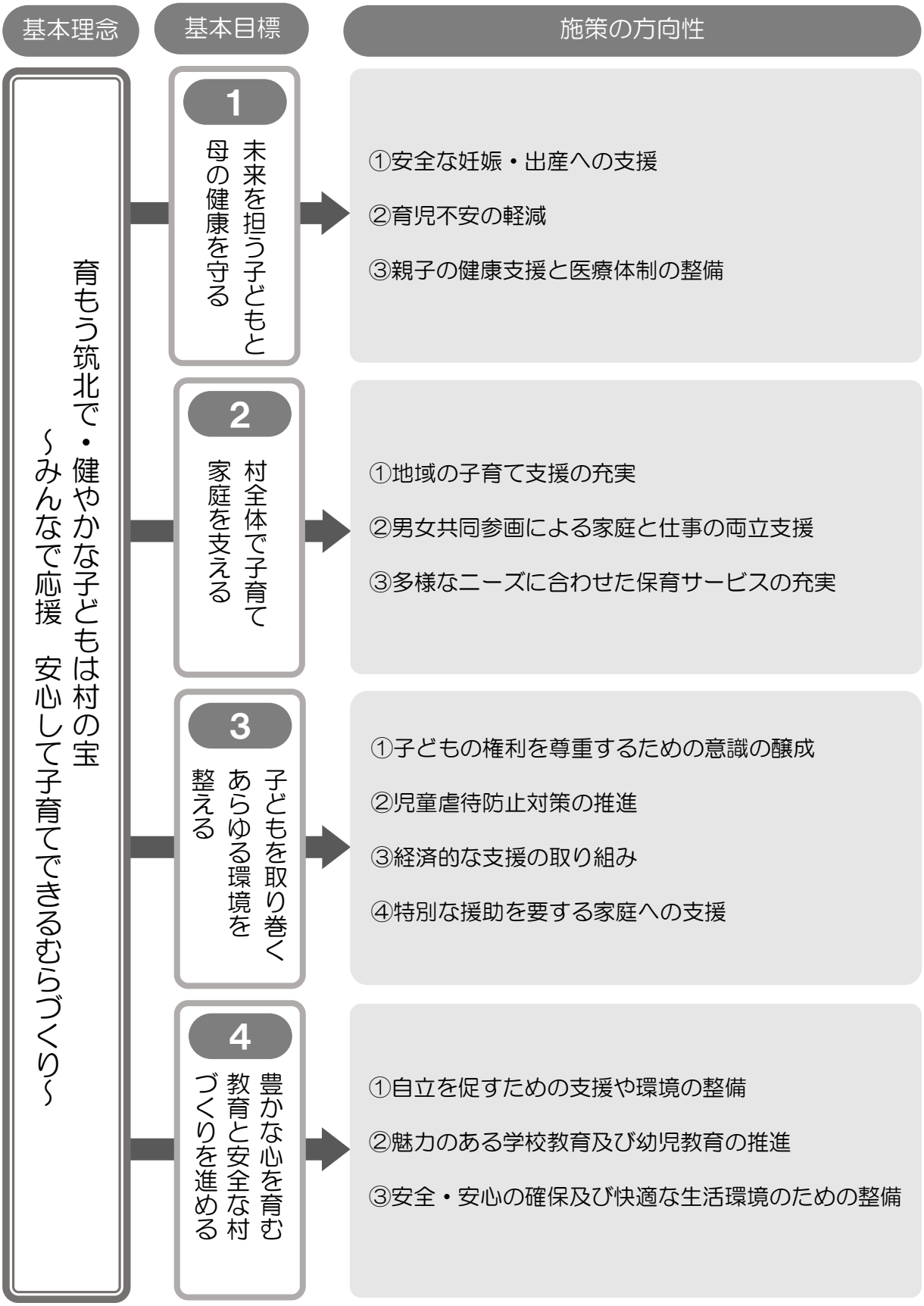
基本理念
基本目標
施策の方向性
育もう筑北で・健やかな子どもは村の宝
～みんなで応援　安心して子育てできるむらづくり～
1
未来を担う子どもと母の健康を守る
①安全な妊娠・出産への支援
②育児不安の軽減
③親子の健康支援と医療体制の整備
2
村全体で子育て家庭を支える
①地域の子育て支援の充実
②男女共同参画による家庭と仕事の両立支援
③多様なニーズに合わせた保育サービスの充実
3
子どもを取り巻くあらゆる環境を整える
①子どもの権利を尊重するための意識の醸成
②児童虐待防止対策の推進
③経済的な支援の取り組み
④特別な援助を要する家庭への支援
4
豊かな心を育む教育と安全な村づくりを進める
①自立を促すための支援や環境の整備
②魅力のある学校教育及び幼児教育の推進
③安全・安心の確保及び快適な生活環境のための整備

第４章　施策の展開

基本目標1　未来を担う子どもと母の健康を守る

1　安全な妊娠・出産への支援

現状と課題

妊娠・出産期は妊産婦にとって不安が多い時期であり、特に身近に相談相手がいない等の理由から孤立してしまう人については、健診等の機会を通して支援につなげていく仕組みが必要です。

全国的に少子化が進む中、本村においても出生数が減少しており、出産時期もまばらのため、集団で行う妊婦教室等の実施が難しい状況となっています。妊娠届出時相談では、保健師、栄養士、カウンセラーによる相談を実施するとともに、子育て世代包括支援センターと連携し、妊娠・出産に関する精神的な不安や負担の軽減に努めています。

施策の方向性

本村の「顔のみえる関係性」を最大限に生かし、妊娠中から保護者との関係づくりを行い、安心して出産を迎えられるよう相談や健康診査を行います。また、経済的な負担を軽減する取り組みにより、不安なく出産ができる体制を整備します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
1	妊娠届出時相談	安心して出産を迎えられるよう、妊娠中から保護者との関係づくりうための面接相談を実施します。また、妊婦自身の身体的リスクや家族の妊娠に対する想い等を聞き取りながら、健やかな妊娠期を送れるよう指導・助言します。	住民福祉課
2	妊婦一般健康診査（妊婦健診事業）	妊娠期の健康管理及び安全で快適な「いいお産」を目指し、妊婦に対する健康診査を実施します。	住民福祉課
3	妊娠前期・後期相談（プレママ相談）	子育て世代包括支援センター「おひさま」の助産師による、個々に応じた妊娠前期・後期による相談対応を行います。	住民福祉課
4	産婦健診	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、生後２週間と産後１か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診断を実施します。また、妊娠健康診査と同時に受診券を発行し、健診費用を助成します。	住民福祉課
5	出生祝金交付	新生児の保護者に出生祝い金を交付します。	住民福祉課
6	出生育児一時金	妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう出生育児一時金を交付します。（国保加入世帯）	住民福祉課

２　育児不安の軽減

現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安を感じたり、育てにくさを感じる保護者が増えている傾向がみられ、育児支援のニーズが増加しています。

本村では、乳児家庭の全戸訪問や子どもサポートノートの活用、子育て相談等を通して、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援に努めています。

施策の方向性

育児に関する不安を軽減できるよう、多様な形で子育ての相談支援を行うとともに、あらゆる相談に対応できるよう職員の資質の向上を図ります。また、各種相談事業の体制の見直しと内容のさらなる充実を図ります。さらに、村の広報誌やホームページ等を活用し、本村の子育て支援に関する取り組みの認知度の向上を図ることで、相談支援やサービスの利用へとつなげます。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
7	子どもサポートノート	わが子の「育ち」の状況を成長のステージごと（乳児期～幼児前期、乳児期～幼児後期、児童期、青年期）の健診や相談、参観等から重要と思われる情報を記録し、必要な支援を行うために活用します。	教育委員会 こども支援係
8	子育て世代包括支援センター「おひさま」	妊娠期から子育て期において、切れ目ない支援を行うため、保健師、助産師を配置し、子育ての相談や利用者への支援を行います。また、相談内容によって専門機関へつなげたり、住民福祉課の育児相談・カウンセリング等も実施します。	住民福祉課 子育て支援センター
9	乳児（新生児）訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業）	村内で出生した場合、約１か月以内に訪問を実施します。里帰り先での出産については、近隣自治体であれば、里帰り先まで訪問し、その他の県内・県外の場合は該当自治体へ訪問を依頼します。その後、必要に応じて子育て支援センターへとつなげます。	住民福祉課
10	子育て相談	保健師、栄養士、臨床発達心理士、作業療法士、言語聴覚士が、年９回の「ミニ講座」を実施し、相談に応じます。また、乳幼児の発達や心身の健康づくり等講座内容の充実を図り、周知します。	子育て支援センター
11	子育て支援短期事業（ショートステイ）	保護者が疾病、出産、看護、身体上及び精神上等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設等において児童を預かり養育・保護を行います。	住民福祉課 子育て支援センター
12	子育て支援の広報・啓発活動	村の広報誌、ホームページ、センター便り等を活用して、子育て支援のための広報、啓発活動を実施します。	子育て支援センター

３　親子の健康支援と医療体制の整備

現状と課題

母子ともに健やかに暮らしていくためには、定期的な健康診査や、健康や食育に対する正しい知識を得ることが大切です。

本村では、乳幼児健診や離乳食相談会について麻績村と共同で実施しています。

また、病気になった際に安心して預けられるサポート体制の整備も求められます。アンケート調査の「子育て支援施策に期待すること・重要なこと」をみると、「子どもに関する医療体制の充実」が最も高く、小児医療体制の充実が求められています。

施策の方向性

これまでと同様、近隣自治体と連携しながら、母子の健康に関する学習機会の提供や健康診査等に取り組みます。医療体制の充実については、医師会と連携して推進するとともに、休日や夜間の重症緊急患者の医療体制の確保についても検討します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
13	乳幼児期の健康診査	麻績村と共同開催で、４か月児、10 か月児、１歳６か月児、３歳児に対して健康診査を実施します。	住民福祉課
14	食に関する学習機会の充実	７か月児を対象に、離乳食相談会を開催します。家族全体の食事内容への適切な指導に取り組みます。	住民福祉課
15	在宅当番医制事業	休日等の初期医療機関を確保するため、地域医師会に運営を委託します。	住民福祉課
16	病院群輪番制運営事業	休日または夜間の重症緊急患者の医療を確保します。	住民福祉課
17	小児期からの生活習慣病予防対策の推進	乳幼児健診や各種予防接種の受診を促進し、小児期からの生活習慣病予防対策を進めます。	住民福祉課

【保護者の意見】
初心者ママの子育てサポートや支援があるといい

基本目標2　村全体で子育て家庭を支える

1　地域の子育て支援の充実

現状と課題

地域で安心して子育てをしていくためには、地域社会における関わりの中で、子育てについての助言や支援を受けられることが大切です。

本村では、子育て支援センターにおいて親子の交流や学習の場の提供、子育てサークルの活動等を行っています。一方で、アンケート調査の「子育て支援センターの利用状況」をみると、６割程度の人が「利用していない」と答えているため、利用者の増加に向けてさらなる周知と活動の充実が必要となっています。

施策の方向性

地域との関わりを持ちながら安心して子育てができるよう、子育て支援センターを中心に、子どもと保護者がともに楽しめる交流の機会等を提供します。

また、児童館においても地域に開かれた活動を推進するとともに、子どもや子育て家庭の多様なニーズに対応するため、職員の資質向上に努めます。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
1	乳幼児「おひさまの森事業」	村内の未就園児童を対象に、「運動あそび」や伝統的行事、季節にあわせた遊びの提供等を行います。また、絵本の読み聞かせや誕生会、救急法の指導等も行います。	子育て支援センター
2	読み聞かせ	センター指導員による読み聞かせを実施します。	子育て支援センター
3	ベビーマッサージ教室	生後２か月頃から１歳頃までの子どもを持つ母親を対象に、月１回ベビーマッサージ教室を開催します。	子育て支援センター
4	ブックスタート	１歳（ファースト）と３歳（セカンド）の誕生を迎える子どもに絵本と育児関係資料を渡します。	教育委員会生涯学習係
5	子育てサークル等への支援検討	乳幼児を持つ親同士がつくる子育てサークル等に対する支援の方法を検討します。	住民福祉課 子育て支援センター
6	児童館の運営	児童の文化的要素を培い、村民とも交流できるような児童館教室やクリスマス会、観劇会等を開催します。	子育て支援センター
7	児童館及び放課後児童クラブの職員の資質向上	支援員の研修会の参加等により、意識改革をはじめとした資質を高め、事業の安全性とサービスの向上を図ります。	子育て支援センター

２　男女共同参画による家庭と仕事の両立支援

現状と課題

核家族化の進行や女性の社会進出により、母親だけでなく、父親も積極的に家事・育児に参加し、家庭生活をともに営むことが求められています。アンケート調査の「母親の就労状況」についてみると、フルタイム、パート・アルバイトを合わせて、未就学児童を持つ母親の 68.0%、小学生児童を持つ母親の 78.0%が就労しています。

また、企業における長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりといった、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

施策の方向性

村の広報誌やホームページ等を通して、育児休業制度や男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発を行い、村民の意識の醸成を図ります。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
８	育児休業法等の普及啓発	男性の育児参加を促進するため、村民への啓発方法を工夫し、育児休業制度の普及を図ります。	住民福祉課
９	働く女性・男性のための広報・啓発事業	働く女性・男性のための出産、育児に関する制度等の広報及び啓発活動を行います。	住民福祉課

【保護者の意見】
父親の育児参加がほとんどないので、母親に負担がかかっている。参観日などに父親が参観できるよう、企業と協力してほしいな

３　多様なニーズに合わせた保育サービスの充実

現状と課題

共働き家庭の増加や世帯規模の縮小、保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズは複雑化・多様化しています。また、それに伴って放課後に子どもだけで過ごす家庭も多くなり、子どもの安全な居場所づくりが求められています。アンケート調査の「小学校低学年の放課後の過ごし方の希望」をみると、未就学児童を持つ保護者、小学生児童を持つ保護者ともに「放課後児童クラブ」が最も高くなっています。

施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育等の充実を図ります。

放課後の居場所については、学校の統合も踏まえ、放課後児童クラブのあり方や、多様な居場所づくりについて検討します。

また、保育の量と質を充実させるため、子育てに関わる関係者の資質向上に努めます。

【保護者の意見】
子どもが熱を出したときに預けられる場所があるといいな

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
10	延長保育（時間外保育）	保育標準時間、保育短時間それぞれにおいて、必要な延長保育サービスを実施します。	保育園
11	保育士及び子育て関係者の資質向上	本村独自の研修会等を実施します。 また、近隣自治体と連携し、保育教諭と保育士の合同研修の実施について検討します。	保育園
12	切れ目のない教育・保育の推進	子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、子育て支援機関や保育園、小学校等が情報を共有し連携を図ることで、切れ目のない支援を行います。	子育て支援センター 保育園 教育委員会 こども支援係
13	一時保育（一時預かり）	保護者の断続的・短期的な疾病、冠婚葬祭、または育児の心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的な保育サービスを保育園で行います。利用料金については年齢に応じた見直しを検討します。	保育園
14	保育園開放事業	未就園児を対象に、保育園へ遊びに行ける「保育園であそぼう」を開催します。	保育園
15	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	小学生を対象とし、村内２か所で、児童の健全育成を図るための放課後の遊び場や居場所を提供します。 また、学校の統合も踏まえ、校舎の活用を検討します。	子育て支援センター
16	病児・病後児保育事業	近隣自治体と連携し、児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育を行うことを検討します。 病後児保育については、育児サポートや他の事業の利用により実施できるよう検討します。	子育て支援センター
17	育児サポート事業	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者や主婦等を会員として、児童を預かってほしい人と預かりができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	子育て支援センター

基本目標3　子どもを取り巻くあらゆる環境を整える

1　子どもの権利を尊重するための意識の醸成

現状と課題

子どもの心に深い傷を負わせるいじめは、絶対に許されない行為です。近年は、インターネットを介したいじめなど、その形は多様化し、解決方法がより複雑となっています。次代を担う全ての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりが必要です。

本村においては、いじめを未然に防止するための啓発活動や、児童・生徒からの相談への対応等を行っています。

施策の方向性

いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けて、児童・生徒が悩みを抱え込まないための相談対応の充実を図ります。また、関係者が一体となって被害者に寄り添い、情報共有や適切な対応の検討を行います。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
1	教育等相談事業	児童・生徒及び保護者の悩み、いじめや不登校問題等、多様な課題に応じた相談や、健康維持・増進に関する取り組みを実施します。	教育委員会 こども支援係 住民福祉課
2	青少年健全育成支援	地域が一体となり取り組める啓発会議・行事の開催等により、青少年健全育成を図ります。	教育委員会 生涯学習係
3	いじめ等対策連絡協議会	いじめ・不登校等に対する現状・課題について、関係者間で共通した認識が持てるような体制を整備し、対策に取り組みます。	教育委員会 こども支援係
4	いじめ未然防止のための取り組み	学校における教育活動の充実や、広報・啓発活動、学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備により、いじめの未然防止を図ります。	教育委員会 こども支援係
5	いじめの早期発見と対応	保育園・小中学校・子育て支援センターと教育委員会事務局の連携や、各学校でのアンケート調査等の実施により、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。また、支援、措置、ネット上のいじめへの対応に取り組みます。	教育委員会 こども支援係 保育園 子育て支援センター

２ 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

近年、全国の児童相談所における虐待等の相談件数が増加傾向にあり、重要な社会問題となっています。国でも児童福祉法が改正され、児童虐待の防止に向けた施策の強化が図られようとしています。状況が深刻化する前に対応を図るため、相談体制の充実や関係機関と連携を密にした支援体制を整備する必要があります。

本村では、児童虐待に対する連絡会や学習会を実施し、虐待の防止、早期発見に努めています。

施策の方向性

児童虐待を防止し、全ての子どもが健全に成長していくために、虐待の早期発見からアフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施します。また、虐待を受けた子どもや虐待した保護者に対するフォローやケアを行うなど、家族全体への支援を推進します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
６	要保護児童対策地域協議会	児童虐待予防・防止のため、関係機関を一堂に集め、情報の共有、事例の検討や専門家による助言等を行い、連携強化を図ります。また家族全体への支援として、虐待を受けた子どもや、虐待した保護者に対するフォローやケアを行います。 地域の理解が広げられるよう、虐待予防・防止に関する協議を定期的に開催します。	住民福祉課
７	ＤＶ等の暴力根絶の意識啓発	児童の前で、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンスＤＶ）が行われることが、児童に心理的影響を及ぼすという認識を踏まえ、ＤＶの根絶に向けた意識啓発を行います。	住民福祉課
８	ＳＯＳの出し方、受け止め方への取り組み	子どもが社会生活において直面する可能性のある、様々な困難・ストレスへの対処方法を身につける教育を行うとともに、周囲の大人が子どもの出すＳＯＳに気づく感度を高めるよう啓発を行います。	住民福祉課

３ 経済的な支援の取り組み

現状と課題

不安的な経済状況や、ひとり親家庭の増加等で、子育てをしている家庭が経済的な課題を抱えるケースが増加しています。子育て家庭の生活の安定や子どもの健やかな成長のために、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る必要があります。

本村では、子育てにおける金銭的な負担を軽減するため、令和元年 10 月からの全国での保育料無償化に先立って、年少（3 歳児以上）の保育料を無料としてきました。また、ひとり親家庭に対しては各種助成制度を実施しています。

施策の方向性

生まれ育った家庭の経済的な状況が子どもの成長の妨げとならないよう、国の基準よりも手厚い経済的負担の軽減を行います。

また、ひとり親家庭の生活環境の向上を図るため、各種手当や助成、就業支援、情報提供等、自立に向けた各種事業を一体的に推進します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
９	保育料の軽減	子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、保育料を国の徴収基準額より、低額に設定します。	保育園
10	児童手当の支給	家庭等の生活の安定を図ることや、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的に、０歳から中学卒業までの児童手当の支給を行います。高額所得者については特例給付として、全年齢において一律 5,000 円支給します。（国の制度）	住民福祉課
11	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図り、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、児童が 18 歳に到達する年度まで手当てを支給します。	住民福祉課
12	母子・父子家庭福祉医療費助成	ひとり親家庭の児童に対し、保健の向上と福祉の維持と増進を図ることを目的に、医療費の一部を補助します。	住民福祉課
13	ひとり親家庭への相談支援	ひとり親家庭が抱える子育て等の相談に対応し、子育て関係機関の支援へとつなげます。	住民福祉課

4 特別な援助を要する家庭への支援

現状と課題

障がいのある子ども等、特別な支援が必要な子どもに対しては、その個性と能力を適切に伸ばしていくための取り組みが求められます。保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化し、ライフステージごとに切れ目のない支援を充実していく必要があります。

本村では、「筑北村障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定しており、障がいのある子どもが可能な限り身近な場所で療育等の支援を受けられる環境を整備しています。

また、外国にルーツがある子どもへの支援については、国籍や生まれ育った文化的背景の違いによって教育・保育を受ける機会が制限されることがないよう、支援体制の整備が求められます。

施策の方向性

心身に障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、障がいの早期発見、早期療育を行います。また、子どもの支援と同様に、家庭や保護者への支援が重要となるため、保育園における相談体制を充実させ、家庭や関係機関との連携を図ります。

外国にルーツのある子どもへの支援については、日本語指導のほか、保護者への相談支援や情報提供を行います。

【保護者の意見】
障がいのある子どもへの充実した支援を求めます

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
14	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子、父子家庭及び寡婦が、就学等の自立促進のため、心身に障がいがある子どもの支援、一時的な生活援助が必要な場合に、その生活を支援する職員等を派遣します。	住民福祉課
15	福祉手当	20 歳未満の精神または身体に障がいがある子どもを養育している人に対して、特別児童扶養手当の支給を行います。（国の制度）	住民福祉課
16	地域生活支援（養育支援訪問事業）	障がいのある子どもへの居宅介護（ホームヘルプ）及び相談支援や、日中活動の場を提供します。	住民福祉課

No.	事業名	内容	担当課
17	療育支援	障がいのある子どもの発達を促し自立して生活できるよう、麻績村と連携し、乳幼児相談、あそびの教室（フォロー事業）を実施します。また村保健師、圏域療育コーディネーター、養護学校等の連携により、切れ目のない療育支援を行います。	住民福祉課 子育て支援センター
18	障がいのある子どもの体制整備	障がいのある子どもや、家庭全体への支援を行うため、保育園巡回相談や、保育士及び加配保育士の配置等、障がい児受入体制の整備を進めます。	保育園
19	ペアレントトレーニング	保護者が障がいの特性を理解し、適した関わりができるよう、ペアレントトレーニングの実施方法を見直し、実施について検討します。	子育て支援センター
20	早期発見早期支援事業	「筑北村発達障がい児支援フォロー」により、障がい児支援を推進します。また、事業の質の強化のため、支援者への研修を行います。	住民福祉課 子育て支援センター
21	切れ目のない子育て支援（妊娠期から入園前）	個々に応じた切れ目のない支援を行うため、支援関係者が子育て世代包括支援センター連絡会（おひさまサポート会議）を実施し、支援の状況・必要性・あり方などを協議します。	住民福祉課 子育て支援センター
22	切れ目のない子育て支援（保育園から 18 歳）	個々に応じた切れ目のない支援を行うため、支援関係者が子どもを守るネットワークの体制整備を検討します。	住民福祉課 教育委員会 こども支援係
23	特別支援教育の充実	心身に障がいがある児童・生徒の可能性を最大限伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談を実施します。	教育委員会 こども支援係
24	障がい児地域療育等支援事業の充実	障がいのある子ども等に対して、早期に適切な診断や治療、相談、指導等ができるよう、相談関係機関及び実施機関と連携し、障がい児地域療育等支援事業の充実を図ります。	住民福祉課
25	児童発達支援センターに関わる相談体制の充実	松本圏域の児童発達支援センターを活用し、相談体制の充実を図ります。	住民福祉課
26	放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ支援	放課後児童クラブを希望する、配慮が必要な児童の受け入れを行います。	子育て支援センター
27	外国にルーツがある子どもへの支援	日本語指導等、特別な配慮を要する子どもや保護者に対応した相談支援、情報提供を行います。	教育委員会 こども支援係 住民福祉課

基本目標4　豊かな心を育む教育と安全な村づくりを進める

1　自立を促すための支援や環境の整備

現状と課題

子どもが心身ともに豊かに育つためには、幼少期から様々な体験や人との交流を通じて、基礎的な価値観を形成していくことが重要です。本村が子どもたちの育ちにとって最善の環境となるよう、家庭、学校、地域、行政等が互いに連携し、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

本村では、スポーツや自然体験、子ども会等の多様な活動を通して、子どもの社会性や自主性を育めるよう地域全体で支援しています。また、今後は少子化や小学校の統合等を踏まえて、地域間での交流や合同活動の推進が求められます。

施策の方向性

未来の本村を担う子どもたちが、自らの未来に夢や希望を持って健やかに成長できるよう、地域活動やスポーツ活動への参加を支援します。また、少子化や指導者不足等の状況も踏まえ、近隣の自治体と連携した取り組みを進めます。

思春期の子どもたちの健全な育成のため、こどもサポートセンターと協力したケアや、乳幼児とのふれあいの機会の提供を図ります。また、豊かな自然環境と多様な地域資源を生かした、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れた保育・幼児教育を行います。

【保護者の意見】

自然豊かな村なので、自然型保育の充実を図って、村の子育てへの取り組みを村の特色を生かした魅力的なものにしてほしい

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
1	スポーツ少年団の育成	体力・技術の向上と仲間づくりを目的とした各スポーツ団体の活動を、近隣自治体及びスポーツクラブとの連携により、支援・育成します。	教育委員会 生涯学習係
2	自然環境資源を生かした体験活動	社会性・自主性を育成する目的から、自然体験やレクレーション、キャンプ等の実施を検討します。	教育委員会 生涯学習係
3	各種指導者の育成・支援	次世代を担う子どもが、様々な体験を通して心豊かに成長していくため、必要な知識、技術の普及を推進する指導員の育成支援を行います。	教育委員会 生涯学習係
4	子どもの自主的活動への支援	子ども会や育成会等地域児童会が行う自主的活動に対する必要な知識・技術等の支援を行います。また、少子化等も踏まえ、地域間での交流も検討します。	教育委員会 生涯学習係
5	部活動、クラブ活動への支援	中学生が部活動やクラブ活動で技術的、メンタル的に成長できるよう、スポーツクラブ等と協力して地域全体で支援します。	教育委員会 生涯学習係
6	思春期保健相談事業	思春期における様々な問題に対する相談・指導をこどもサポートセンターと連携して行います。	教育委員会 こども支援係 住民福祉課
7	中・高生等の乳幼児ふれあい体験	乳幼児とのふれあい体験を通じて、中・高生の健全な父母性の育成を図るとともに、命の大切さを学ぶ機会を提供します。また、保育園での保育体験や職場体験を実施します。	子育て支援センター 保育園
8	信州型自然保育「やまほいく」の推進	自然や地域の中で、子どもの感覚が豊かに刺激され、様々な事物と触れ合う「直接体験」を通じて、子どもが生来持っている「自ら学び成長しようとする力」を育みます。	保育園
9	公園の維持管理及び整備	子どもが楽しく利用でき、幅広い年代層にも対応できる公園の管理・整備を行います。	教育委員会 生涯学習係 総務課
10	図書館機能の拡充	図書館の利用促進、イベント等の充実を図り、管理・整備を行います。	教育委員会 生涯学習係

2 魅力のある学校教育及び幼児教育の推進

現状と課題

子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、未来の村を担う子どもたちが様々な変化に柔軟に対応できる力を身に付けることが求められます。そのため、園児・児童・生徒の個性や能力をできるだけ伸ばせるような、本村の特色を踏まえた学校教育や幼児教育が求められます。一方で、幼児教育や学校教育に求められるものは日々複雑化しており、保育士や教職員の資質の向上と指導体制の充実が求められています。

本村では、子どもサポートノートを活用し、子どもの状況把握に努めるとともに、外国語活動を早くから取り入れるなど、魅力ある教育カリキュラムを実施することで、子どもの豊かな感性を育んでいます。

施策の方向性

子どもの一人ひとりの個性を生かした教育を行うため、地域の特色を生かしたきめ細やかな保育や教育の充実や、保育士及び教職員の資質の向上、施設等の整備を図ります。また、保育園・小学校・中学校間の交流を深め、一貫した切れ目のない教育を行います。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
11	教育内容の充実	善悪の判断等、心の教育を充実させ、基礎的な学力向上と、地域文化・歴史・自然等を生かした特色ある教育に取り組みます。また、乳幼児から義務教育まで、子ども一人ひとりの年齢に対応した育ちに対する支援体制の充実を図ります。	教育委員会 こども支援係
12	保育士及び教職員の資質向上	保育士、教職員の実践的指導力の向上を図り、各種研修の充実を図ります。	教育委員会 こども支援係 保育園
13	教育相談の充実	いじめや不登校問題に応じた相談、子どもの行動を適切に理解し多様なニーズに対応する子育て相談等、関連機関と連携し、児童・生徒及び保護者の悩みに寄り添います。	教育委員会 こども支援係
14	施設・設備の整備・充実	全ての児童生徒が安心して生活し、教育が受けられるよう、施設整備等の見直しを行い、教育活動の充実を図ります。	教育委員会 こども支援係
15	地域との連携、保・小・中交流事業	地域や家庭との協力体制を強め、開かれた学校づくりを一層促進するとともに、保育園・小学校・中学校の交流を深め、特色のある教育活動の展開を図ります。	教育委員会 こども支援係
16	子どもサポートノートの活用指導	「子どもサポートノート」の使い方や活用方法について、指導できる体制を整えます。また、実際に使っている保護者から「支援会議」や「ケース会議」により、フィードバックを受け、改善を図ります。	教育委員会 こども支援係
17	幼児教育アドバイザーの配置	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験のある幼児教育アドバイザーを配置し、保育園等の幼児教育施設等を巡回することで、教育内容や指導方法、環境の改善等についての指導を行います。	教育委員会 こども支援係
18	キャリア教育の推進	生徒に適切な勤労観や就業観を身に付けさせるため、キャリア教育の推進を図ります。また、職場体験で身に付けたことを日常生活に結び付ける取り組みを行います。	教育委員会 こども支援係
19	保育内容の充実	生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、園児数等の状況に応じて、自然体験や生活体験等を大切した特色ある保育を展開します。	保育園

３　安全・安心の確保及び快適な生活環境のための整備

現状と課題

保護者が安心して子育てでき、子どもの健全な成長を支えるため、安全な生活環境を整備する必要があります。

本村では、村民を主体とする防犯指導員による防犯パトロールの実施や、村民の声を踏まえた防犯灯の設置が進んでいます。村の安全に関する広報や啓発を強化し、より安全で安心できる村の環境づくりが求められています。

施策の方向性

子どもが安全・安心に地域で過ごせるよう、地域全体が連携し、見守り体制や生活環境の整備を推進します。

防犯灯の設置といった安心できる生活環境を整備するとともに、地域や学校等と連携した防犯体制の構築や、防犯への意識づけを行います。また、過疎化や高齢化により減少している「安心の家」について、警察や防犯協会と連携して再検討します。

【具体的な取り組み】

No.	事業名	内容	担当課
20	防犯・危機管理対策	子どもの安全確保のため、村民や関係機関との連携を図りながら、防犯・危機管理体制の整備に努めます。	総務課
21	防犯灯設置	地域の安全確保と安心できる地域を目指すため、防犯灯の設置を行います。	総務課
22	安全・安心な村づくりのための広報・啓発活動	村民の安全を守り、安心して暮らせる村づくりのための広報・啓発を推進します。	総務課
23	「安心の家」の整備	子どもの通学を見守り、非常時に駆け込むことができる「安心の家」について、警察や防犯協会、学校、ＰＴＡと連携して委嘱します。	教育委員会 こども支援係 総務課
24	子ども見守り隊の活動	子どもがより安全に通学できるよう、多くの目で通学する子どもを見守る組織の活動を推進します。	教育委員会 こども支援係

【子ども・子育て支援会議の意見】
安心の家を引き受けてくださる家が減っている。警察や防犯協会、学校、ＰＴＡとの連携した把握が必要では。

第5章　教育・保育等の量の見込みと確保の内容

１　量の見込みと確保の内容について

(1)目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和２年度を初年度とする５年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本村においても、平成 30 年度に実施した「筑北村の子ども・子育てに関するアンケート調査」を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■目標事業量の見込みの算出の流れ

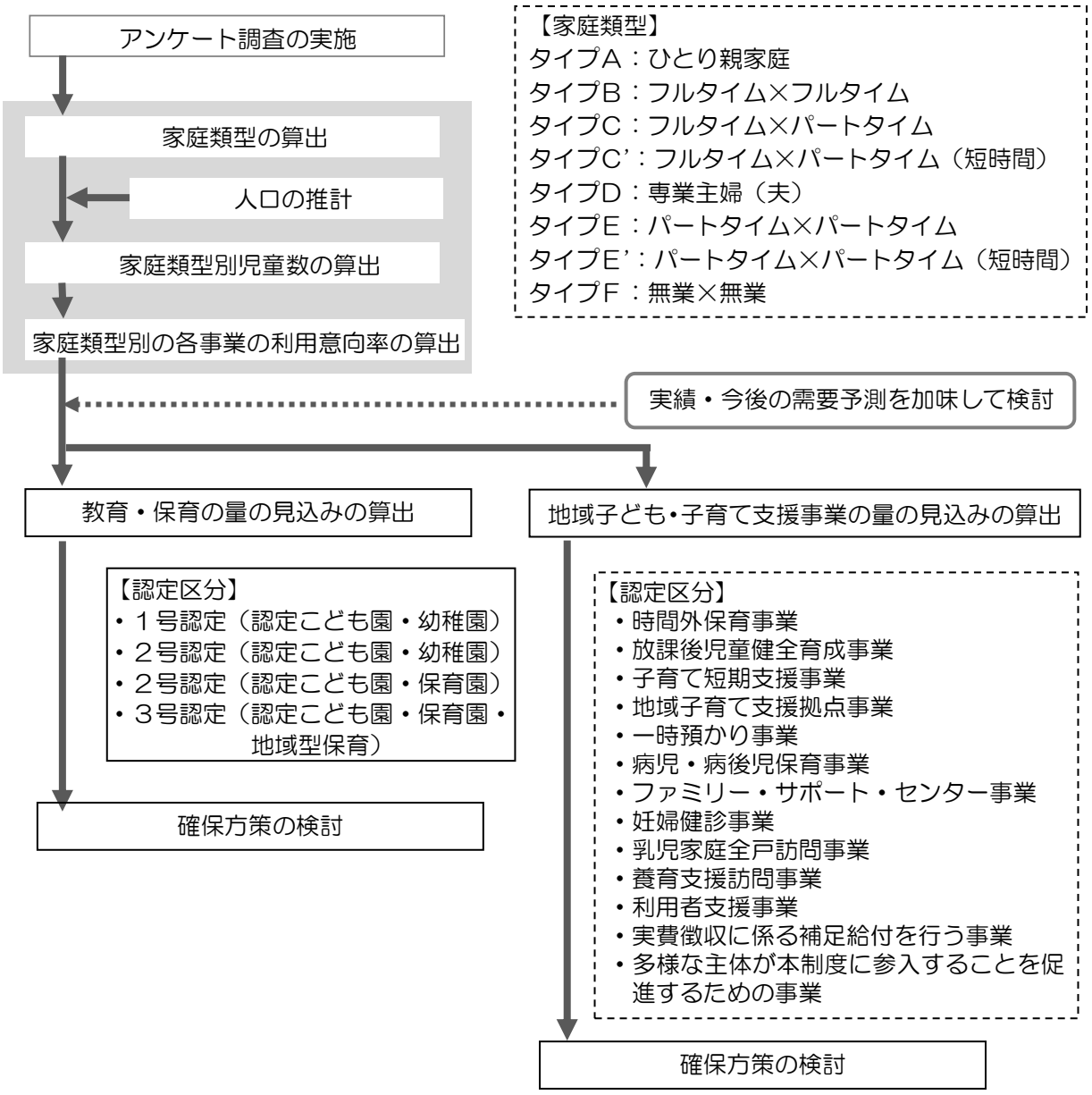

（2）教育・保育提供区の設定

区域設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、幼児期の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して設定します。

本村では、前回計画と同様に村全域を一つの区域とすることを基本に、教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業を推進します。

（3）子ども人口の推計

量の見込みの算定の基礎となる令和２～６年度までの人口推計について算出しました。本村の子ども人口は年々減少することが予想され、令和６年度では 215 人になると予想されています。

■子ども人口の推計　（人）

	実績					推計				
（年度）	H27	H28	H29	H30	H31	R２	R３	R４	R５	R６
０歳	12	21	12	24	13	14	14	13	12	12
１歳	24	13	24	13	25	14	16	15	14	14
２歳	27	24	14	23	12	25	14	16	15	14
３歳	26	29	24	14	22	12	25	14	16	15
４歳	26	26	28	25	14	22	12	25	14	16
５歳	23	26	27	28	27	14	22	12	26	15
６歳	32	23	27	27	28	27	15	22	13	26
７歳	21	31	22	28	26	27	26	14	22	12
８歳	25	21	30	21	29	26	27	26	14	22
９歳	25	25	21	30	21	29	26	27	26	14
10 歳	32	27	25	22	31	22	30	27	28	27
11 歳	33	32	27	25	22	31	22	30	27	28
０～５歳	138	139	129	127	113	101	103	95	97	86
６～11 歳	168	159	152	153	157	162	146	146	130	129
合計	306	298	281	280	270	263	249	241	227	215

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年３月末）

２　量の見込みと確保の内容

（1）教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業です。

■認定区分と提供施設

		１号認定	２号認定		３号認定
対象となる子ども		３歳以上	３歳以上		３歳未満
		保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり（教育のニーズあり）	保育の必要性なし（教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○
利用できる時間		教育標準時間	保育標準時間（1 日 11 時間まで） 主にフルタイム就労を想定した長時間利用 （本村では下限時間を 120 時間と設定）		
			保育短時間（１日８時間まで） 主にパートタイム就労を想定した長時間利用 （本村では下限時間を 60 時間と設定）		

■本村の教育・保育施設数（令和元年度時点）

	実施箇所	令和元年度実績	定員
幼稚園	なし		
保育園	２か所	78 人	135 人
認定こども園	なし		
認可外保育施設	なし		
事業所内保育施設	なし		

①１号認定・２号認定（教育ニーズあり）…主に幼稚園に通うと予想される子ども

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１号認定	0	0	0	0	0
	２号認定（教育のニーズあり）	0	0	0	0	0
	A 合計	0	0	0	0	0
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	B 合計	0	0	0	0	0
B－A		0	0	0	0	0

②２号（教育ニーズなし）・３号認定 …主に保育園に通うと予想される子ども

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	２号認定		49	57	53	50	40
	３号	0歳	0	0	0	0	0
		１・２歳	21	18	18	18	16
	A 合計		70	75	71	68	56
確保の内容	認定こども園		-	-	-	-	-
	保育園		70	75	71	68	56
	地域型保育		-	-	-	-	-
	B 合計		70	75	71	68	56
B－A			0	0	0	0	0

提供体制の考え方

【１号認定・２号認定（教育ニーズあり）】

本村には幼稚園、認定こども園がないため、通う子どもは必然的に村外へ広域通園することとなります。村内での幼稚園の整備については、今後のニーズを見極めつつ、必要に応じて検討するとともに、広域で幼稚園、認定こども園を利用する子ども・保護者への支援を行います。

【２号（教育ニーズなし）・３号認定】

現在、坂井保育園、筑北ひまわり保育園の２園体制による保育事業を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。また、１号認定であるものの保育園の利用を希望する人については、保育園入所定員の空き枠を利用して、受け入れを行います。

３ 号認定については、共働き世帯の増加により今後ニーズ増加が見込まれるため、必要性の高さに応じて保育園での受け入れ体制の拡充や小規模保育等の地域型保育等の実施も検討します。

（2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育のほか、子ども・子育て支援法で定められた事業として、子ども・子育て家庭を対象に各種事業を展開します。

① 時間外保育事業

多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、午前７時から午後７時までにおいて、保育園で通常の保育時間を超えて延長保育を実施する事業です。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	2	2	2	1	1
B 確保の内容	2	2	2	1	1

提供体制の考え方

保育標準時間と保育短時間の利用者が時間外保育を希望した場合に受け入れられる体制を確保します。

共働き世帯の増加によりニーズの増加が見込まれますが、施設面では現状の体制で提供可能であると想定しています。

② 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している小学生児童（放課後児童）に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図るものです。本村では村内２か所で実施しており、小学校６年生までの受け入れをしています。

■低学年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	55	62	40	49	42
B 確保の内容	55	62	40	49	42

■高学年

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	46	50	59	51	46
B 確保の内容	46	50	59	51	46

提供体制の考え方

本村では、既に高学年児童の受け入れを実施しているため、今後も継続して実施します。今後の５年間については、現体制でのサービス提供で対応できる見込みです。

学校の統合を踏まえて、校舎の利活用についても検討します。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）※

児童を養育している家庭の保護者が、疾病や家庭養育上の事由、または仕事等の社会的事由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に利用できます。

※ショートステイ（宿泊を伴う一時預かり）のみの目標事業量です。夜間の一時預かり（トワイライトステイ）の事業量の見込みについては、「⑤一時預かり事業」の「その他の一時預かり（未就学児）」に含まれます。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	7	7	7	7	7

提供体制の考え方

現在、村内に事業所がありませんが、アンケート調査においても必要性はみられませんでした。今後は、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の利用ニーズが高まることも想定し、事業実施施設と提携していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供を実施する事業です。本村では、本城地域にある子育て支援センターが該当します。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	2,512	2,382	2,252	2,122	1,992
B 確保の内容	2,512	2,382	2,252	2,122	1,992

提供体制の考え方

子育て支援センター及び児童館にて実施しており、今後も親子でできる遊びや、子育てに関する情報提供の充実を図ります。また、育児相談、育児講演会等、効果的な事業を実施します。

本計画中に整備予定はなく現体制で確保できる見込みですが、利用人数が通常より増える状況があれば、乳幼児が安全に遊び、過ごすことができるよう工夫していきます。

⑤ 一時預かり事業※

家庭において、保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を幼稚園・保育園等で一時的に預かる事業です。

■幼稚園の預かり保育

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	１号認定による利用	0	0	0	0	0
	２号認定による利用	0	0	0	0	0
A 量の見込み　合計		0	0	0	0	0
B 確保の内容		0	0	0	0	0

■その他の一時預かり（未就学児）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	155	145	143	130	125
B 確保の内容（保育園）	155	145	143	130	125

※「幼稚園の預かり保育」は、幼稚園における預かり保育の目標事業量、「その他の一時預かり（未就学児）」については、一時預かり、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、ファミリー・サポート・センターを含めた目標事業量となります。

提供体制の考え方

本村には幼稚園がないため、保育園で実施しています。里帰り出産等で、一時的に保育が必要となる家庭に対しても実施します。

また、時間外保育や放課後児童健全育成等、他事業との同時実施である場合が多く、本事業単体での定員の設定が困難であるため、受け入れ可能な人数や体制づくりを慎重に見極めつつ、推進します。

⑥ 病児・病後児保育事業

児童が発熱や風邪等の病気となった際、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
Ａ 量の見込み		16	14	14	12	12
Ｂ 確保の内容	病児保育事業	0	0	0	0	0
	広域での事業実施	0	14	14	12	12
Ｂ－Ａ		-16	0	0	0	0

提供体制の考え方

病児保育については、村単独での実施が困難であるため、近隣自治体と連携しての実施を検討します。

病後児保育については、育児サポート事業として実施していますが、提供会員の確保が難しい状況です。他の事業の利用による実施も含め検討します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）※

乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
Ａ量の見込み	0	0	0	0	0
Ｂ確保の内容	0	0	0	0	0

※就学児の利用分のみの目標事業量です。未就学児の一時預かりの事業量の見込みは「⑤一時預かり事業」の「その他の一時預かり（未就学児）」に含まれます。

提供体制の考え方

本村では現在、ファミリー・サポート・センターがなく、育児サポート事業として実施しています。アンケート調査においても需要はありませんが、今後提供会員の確保を図ることでファミリー・サポート・センター事業への移行を検討します。

⑧ 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本村では、妊娠届出時に母子手帳と合わせて受診券を発行し、健診の受診を促しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	22	22	21	20	20
B 確保の内容	22	22	21	20	20

提供体制の考え方

受診券利用率 100%を目指し、受診の推奨等を行います。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	20	17	20	17	19
B 確保の内容	20	17	20	17	19

提供体制の考え方

母子の孤立を防ぎ、健やかな子育てができるよう支援します。

里帰り先での出産についても、近隣市町村であれば里帰り先まで訪問します。その他県内・県外の場合は該当自治体へ訪問を依頼します。訪問後は、子育て支援センターへとつなげます。

⑩ 養育支援訪問事業（家庭）

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
A 量の見込み	4	4	3	3	3
B 確保の内容	4	4	3	3	3

提供体制の考え方

核家族や近くに支援者のいない家庭等の支援や虐待防止のためにも、該当家庭全てへ関わり、支援を強化します。

⑪ 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本村では、子育て支援センターが担い手となり、本事業を実施しています。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
Ａ 量の見込み	1	1	1	1	1
Ｂ 確保の内容	1	1	1	1	1

提供体制の考え方

引き続き、子育て支援センターの「子育て世代包括支援センター事業」として実施し、保護者への相談や情報提供等を行います。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を踏まえ、学校や保育施設等に対し、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に必要な費用等を助成する事業です。

提供体制の考え方

国の動向に応じ、基準に従いつつ事業を実施します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

提供体制の考え方

今後の教育ニーズの高まりや、本村において、民間事業所が保育園の担い手として事業開始を検討する場合、対応を実行します。

３　教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、子どもの最善の利益を第一に考え、質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上を図る支援を、教育・保育の一体的な運営により進めます。

（1）質の高い教育・保育の提供と保育士等の資質向上のための支援

現在本村にある筑北ひまわり保育園と坂井保育園において、地域の実情やそれぞれの保育園の実態に即した、保育の内容を検討し実施します。

また、本村には幼稚園がないため、３歳以上児の保育に関しては、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培えるような内容としていきます。そのため保育士等が専門性の向上や保育実践を振り返りながら改善に努められるよう、自主勉強会の開催や近隣自治体での保育教諭との合同研修等への参加等を促進します。

（2）地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者が抱える子育てへの不安を解消するため、地域ぐるみでの子育て支援を行います。時間外保育料の減免や、時間外保育の時間設定、一時保育、土曜保育等については、関係機関と協議し、多様な保育ニーズへの臨機応変な対応を図ります。また、共働き世代やひとり親世帯に対する柔軟な支援の充実を図り、安心して子どもを預けられる環境整備を進めます。

さらに、子育てに関する相談支援や、主に３歳未満児の親子が気軽に集い、交流ができる場として、子育て支援センター機能の充実を図ります。

（3）保育園と小学校・中学校との連携

子ども一人ひとりの育ちに応じた「支援」「保育」「教育」を途切れることなく行う「筑北村子ども支援プロジェクト」により、一貫性のある取り組みを推進します。また、支援内容を記録し、保護者と支援者が情報を共有できる「子どもサポートノート」の活用を促進します。

（4）認定こども園の普及

認定こども園への移行は当面行わない予定ですが、保育課程の見直しや、保育者の資質向上を図ることで、実質面で幼児教育の充実を図ります。

第6章　計画の推進体制

１　計画内容の周知

本計画は、広報誌やホームページ等の多様な媒体を通した広報により、村民へ広く周知するとともに、支援が必要な人へ適切な情報が届くよう努めます。

また、地域社会全体が子育てに関わりを持ち、支え合いながら、子どもたちを育んでいけるよう、本村の子育て支援の気運醸成を図ります。

２　地域の連帯による計画の推進

子育て支援は、福祉・保健・医療・教育等の多分野にわたる総合的な取り組みが必要となります。本計画の推進にあたっては、国及び県、近隣市町村との連携・調整を図ります。また、行政だけでなく、家庭をはじめ村民、学校、保育園、その他関係機関・団体等と連携・協働し一体となって施策の推進に努めます。

■推進体制のイメージ

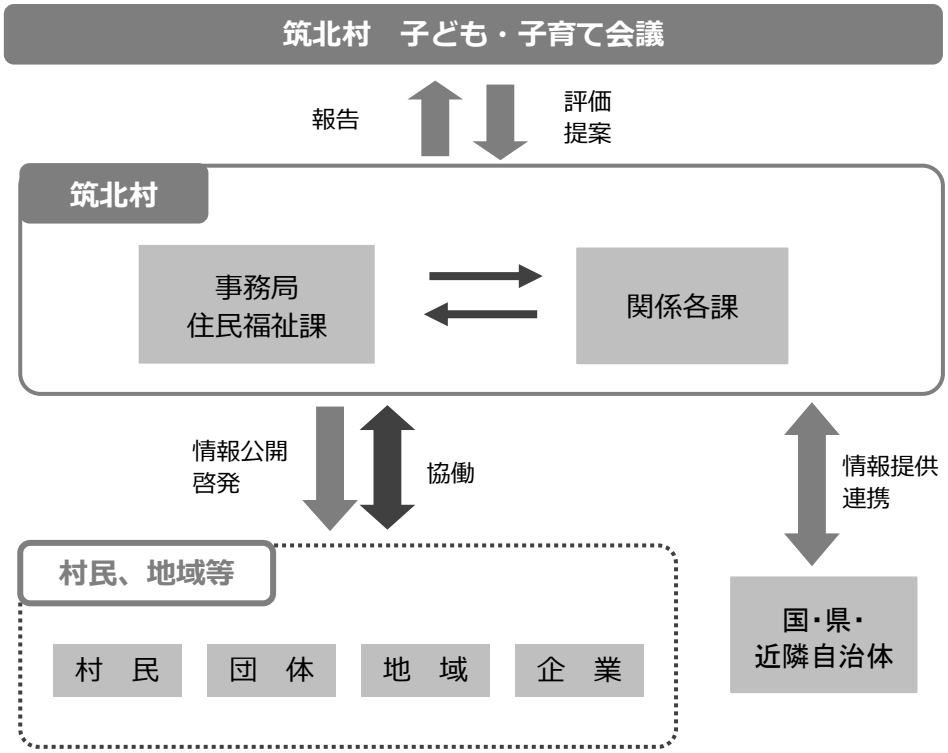

３　計画の評価･確認

本計画の実効性を高めていくため、各施策や具体的な取り組みの進捗状況について毎年度点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映します。特に、量の見込みや確保の内容など、具体的な数値目標を設定した部分については、需要と供給の状況を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、柔軟な対応ができるようにします。

また、本計画の進捗状況については広く村民に情報を公開し、意見を求めるとともに、関係機関や団体、学識経験者等による評価を行い、より良い取り組みに向けた改善・充実を図ります。

■計画の進捗評価イメージ（PDCAサイクル）

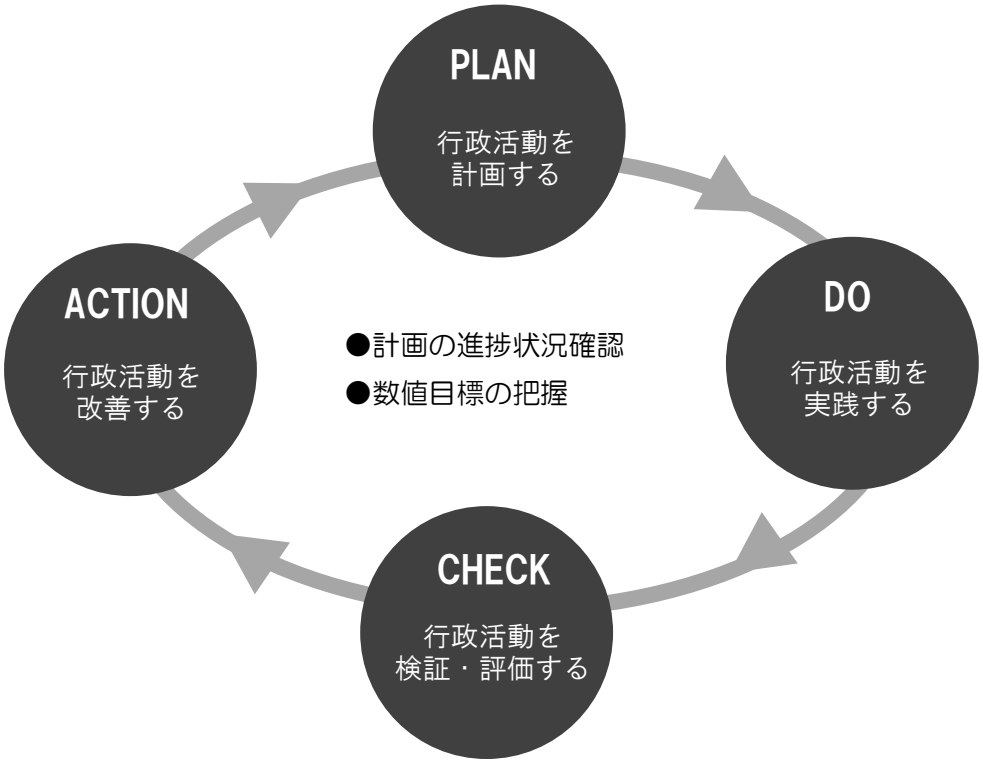

資料編

１　筑北村子ども･子育て会議

（1）筑北村子ども･子育て支援会議設置要綱

平成 30 年 7 月 10 日
告示第 67 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、筑北村子ども・子育て支援会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項

（２）子ども・子育て支援施策 に関する事項

（３）子育て支援施設の運営に関する事項

（４）その他村長が必要と認める事項

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する 10 名以内の委員をもって組織する。

（１）子どもの保護者

（２）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）関係団体の代表者

（４）学識経験者

（５）その他村長が適当と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　子ども・子育て会議に、委員長１名、副委員長１名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選 によって定める。

３　委員長は、子ども・子育て会議 を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の開催）

第６条　子ども・子育て会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　子ども・子育て会議は、年１回以上開催し、委員長が必要と認めた時及び委員の半数以上の要求があったとき開催する。

３　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
４　子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉課子育て支援係が行う。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関する必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（筑北村子育て支援施設運営委員会設置要綱の廃止）

２　筑北村子育て支援施設運営委員会設置要綱（平成 18 年筑北村告示第３号）は廃止する。

（2）筑北村子ども・子育て支援会議委員名簿

役　職	所　属	氏　名	備　考
委員長	学　識　経　験　者	久保田　茲朗	
副委員長	主 任 児 童 委 員	宮下　　啓子	
委　員	筑北放課後児童クラブ代表	山越　　節子	
	坂井放課後児童クラブ代表	竹川　　理奈	
	筑北ひまわり保育園保護者会代表	原田　　紘岐	
	坂井保育園保護者会代表	竹川　　雄太	
	筑北小学校 PTA 代表	増田　　俊博	
	坂井小学校 PTA 代表	吉池　　靖登	
	小・中学校長代表	久保田　雅樹	
	主 任 児 童 委 員		

（事務局）

課　名	所　属	氏　名	備　考
	筑北村長	関川　　芳男	
住民福祉課	課　　長	滝澤　　昭文	
	課長補佐	堀内　　克美	子育て支援係
	係　　長	花岡　　祐子	
	主　　査	待井　　千恵	
	主　　査	丸山　　夏美	
	係　　長	吉池　恵美子	保健福祉係
教育委員会事務局	２保育園統括園長	小河原寿美子	筑北ひまわり保育園

２ 策定経過

年 月 日	内容
平成 30 年 12 月 25 日～ 平成 31 年1月 16 日	未就学児童、小学生児童アンケート調査の実施
令和元年８月８日	第１回筑北村子ども・子育て支援会議 （１）役員選出について （２）令和元年度子育て支援施設の運営計画等ついて （３）子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 12 月 17 日	第２回筑北村子ども・子育て支援会議 （１）第２次筑北村子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和２年１月 10 日～ ２月 11 日	パブリックコメントの実施

３ 用語解説

あ行

育児休業

労働者は、対象となる子どもが１歳（一定の条件を満たす場合は、１歳６か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（３歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる。

ＮＰＯ（民間非営利組織：Non Profit Organization）

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第１条）することを目的として、平成 10 年 12 月に特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）が施行された。ＮＰＯ法は、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、ＮＰＯ法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている。こうした中で、現在多くのＮＰＯ法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

か行

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育園のことをいう。

子育て支援センター

本城保育園跡地にあるセンターのこと。子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施など、地域の子育て家庭への支援を行う。

子ども・子育て関連３法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３制度のこと。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う人が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

事業所内保育施設

保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

事業所内保育

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年４月１日から施行されている法律。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満６歳～12 歳までを学齢児童、児童福祉法では満 18 歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する人（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

小規模保育

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が６人以上 19 人以下で保育を行う事業。

食育

平成 17 年７月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

た行

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、病児・病後児保育事業、乳児家庭全戸訪問事業等の事業。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

な行

認定こども園

保育園及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらず全ての子どもが利用できる」、「０～５歳の年齢の違うこども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられる。

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する事業。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する事業。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

ブックスタート

乳児が、抱っこされながら「絵本」を読んでもらうことで、人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間を持つことを応援する事業。

放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。

第２次筑北村子ども・子育て支援事業計画

発　行：筑北村

編　集：筑北村　住民福祉課　子育て支援係

発行年月：令和２年３月

〒399-7501　長野県東筑摩郡筑北村西条 4220 番地

TEL 0263-66-2975　FAX 0263-66-2988